

平成24年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成24年9月14日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会書記	杉山昭彦	議会書記	五井淳人
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（遠山利美君）

日程第 2、市政一般に対する質問を行います。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

おはようございます。

3点通告してありますので、順次質問をいたします。

第1番目は、いじめ問題についてであります。

大津市の中学生が、いじめによってみずから命を絶つという痛ましい事件が起きました。大津市といいますと、障害者福祉などの先進地ということで、もう30年近く前になりますけれども視察に行った覚えがあります。そうしたところでこうした事件が起きたことに非常にショックを受けています。

この大津の事件をいろいろ見ておまして、全国のいろんな状況がじゃあどうなのかということも同時に調べてみました。文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」というのが、小・中学校、高校、特別支援学校を対象に行われ、その結果が公表されています。その中に、1,000人当たりのいじめの認知件数というのが一覧表になっています。

それを見ますと、認知件数の一番少ないところが佐賀県の1,000人当たり0.6件ということです。一番多いのは、熊本県で1,000人当たり27.6件、岐阜県は15.2件であります。東北3県は被災地ですので、この調査から除外されておりますので、岐阜県は多いほうから3番目で、これは多ければいい、少ないほうがいいという問題ではなく、子どもの実態をどれだけきちんと把握し、いじめが

起きてからではなく、それにつながる可能性のある問題についてもきちんと目を配っているかどうかということのあらわれだろうというふうに思います。

そういう点から、一番少ない10.6件というのは、実際にはほとんど状態を把握していないというふうに思わざるを得ません。ちなみに、この大津が含まれる滋賀県の場合は1.5件でしかありません。岐阜県の10分の1です。それだけ実態がきちんと把握されていなかった、そういうことが事件後の報道でもさまざま明らかになってきているところであります。

いじめは、どの子にもどの学校においても起こり得るものであるという大前提があります。このことからすれば、今申し上げたような差は余りにも不自然だというふうに思わざるを得ません。また、全国的には、21年度と比べると22年度は1,000人当たり5.1件から5.6件というふうに増加しています。

そこでお伺いしますのは、第1番目には、本巢市内の小・中学校におけるいじめの実態はどのような点でございます。まずその点についてお伺いをいたします。

議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

おはようございます。

そうしましたら、ただいま御質問のございました市内小・中学校におけますいじめの実態についてお答えをしたいと思います。

今、議員さんのほうから、平成22年度におきます1,000人当たりのいじめの認知件数のお話があったわけでございますけれども、本巢市内の学校の22年度のいじめ認知件数を見てまいりますと、市内で確認されたいじめの数でございますが、小学校で62件、中学校では16件、合わせまして78件という数字になっております。

この数字を、先ほど議員が示されました1,000人当たりの認知件数に換算してみますと、小・中学校全体といたしまして23.8件となっております。岐阜県の15.2件、これよりも多い数字となっているわけでございます。ちなみに、先ほどお話のございました大津市のあります滋賀県でございますけれども、ここにつきましては1.5件と、岐阜県の10分の1ほどの発見率ということになっているわけでございますけれども、言いかえてみますと、ほとんどいじめが認知されていないと、そういうような数字となっていると思っております。

本巢市の認知件数が大津市や県よりも大きい数字を示していることにつきましては、先ほど議員もお話しいただいたわけでございますけれども、市内の先生方がいじめに対しますアンテナを高く張ってくださいますと、早期発見・早期対応に努めて、凶悪ないじめに発展する前に指導していただいていると、そういうことが反映されたものというふうに捉えているところでございます。よろしくお願いたします。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

状態についてはわかりました。

そこで、23.8といたしますと、先ほど申し上げたように熊本県が27.幾つということで、それに次ぐ、同じ比べ方はできませんけれども、そこまで多く実態を一生懸命把握しようとしている結果だろうというふうに評価をしたいと思います。

そこで、こうしたいじめの実態が、残念ながらまだまだあるわけでありましてけれども、大津市の問題では学校や教育委員会の隠蔽体質が指摘をされています。また、生徒からの目撃情報にも真摯な姿勢で真相を追及せず、いじめを見逃したということも指摘されています。そして、その結果、こういう事態が子どもたちに失望や不信を与えたというふうに思います。そういう点で、本巢市の取り組みは、こうした大津の状態と比べると大きく評価できるというふうには思っています。

いじめの問題に取り組む姿勢として、何よりも子どもたちの立場に立つということが大切であります。大津市の学校でアンケートをとりましたけれども、その中で「自由記載欄」というのがありまして、その中の子ども声を1つだけ紹介したいと思います。

学校は子どもの世界をもっと知るべき。子どもにしか見えないことがあるから、見つけようとしてほしい。たかがうわさですが、その中に真実があると思う。こういうような声を寄せています。

6年前にも、愛媛県、福岡県、そして岐阜県の瑞浪市でいじめが原因の中学生の自殺という痛ましい事件がありました。そうしたことから、当時、この本巢市においても豊かな人間関係を育むために、いじめに関する指導の手引きというのを教育委員会が作成され、この中にいじめのさまざまなあらわれ方とか、それに対する取り組み方とか結構細かく書かれています。そういったものに基づいて、この間さまざまな取り組みをされてきたというふうに思います。

岐阜県でも、いじめに関する調査結果というのを出しています。その一部分を紹介しますと、いじめの現在の状況では、認知されたいじめのうち、「解消している」が68.2%、「解消が図られたが継続支援中」が24.9%で、合計で93.1%がそんなきちんとした指導がされている、あるいは継続してしているという状態であります。

2つ目には、いじめの発見のきっかけというところでは、学校の教職員がいち早く察知することはもちろんだが、本人やその保護者が相談しやすい環境づくりも学校の重要な責務であるとしています。

また、いじめられた児童・生徒の相談の状況というところでは、7.4%の子どもが「誰にも相談していない」という結果を述べています。この7.4%と、先ほど申し上げた93.1%が何らかの解消、あるいは解消に向けて指導中ということとおおむね整合するんですね。だから、きちんとした指導がなされていない、本人も誰にも相談できてないという子が7%ぐらいはいると。そういった子の中から、残念ながら最終的にみずから命を絶つという例も生まれてきているんだろうというふうに思います。そういう状態が生まれています。

そうした中で、今、本巢市の状況、あるいは実態を踏まえ、そしてさらに、大津市がそのまま本巢市に当てはまらないということは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、ただいづれにしても、それを教訓にしながら、本巢市としてどのような取り組みを考えておられるのか伺いたします。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

そうしましたら、本巢市のいじめへの取り組みということでお答えをさせていただきます。

今回の大津市でございますけれども、ただいま議員のほうからお話ございましたように、1つはいじめの見逃し、それから調査、アンケートを学校、そして教育委員会で事件後に行っているわけでございますけれども、その中で出てきた事実、これは明らかにいじめとつながる内容があるわけでございますけれども、そのことにつきましても因果関係は認められなかったと。これについては、ちょっと報道だけによるものでございますので、事実をきちんとつかんでおりませんので明確にはお答えできませんけれども、それが事実であるとすれば、極めてずさんなことであり、遺憾なことだと、そういうふうにつまえているところでございます。

本巢市の教育委員会でございますけれども、先ほどもお話しございましたが、6年前に岐阜県でも瑞浪で中学校2年生、これはバスケット部の女子生徒でございますけれども、いじめで自殺をしている、そういう痛ましい事件が起こっているわけでございますが、そのときから市を挙げまして、学校で本当に子どもたちが安心・安全に過ごせるようにということで、そういう学校を教職員、そして保護者、地域の方々、そしてさらには子どもたち、ここが中心となつてつくり上げていかなければならない。まずその前面に立って当たる教師、ここが早期発見・早期対応に努められるようにということで、いじめのサイン、こういうものも含めましていじめに関する指導の手引きを作成いたしましたして、職員研修、これもこれまで教育相談員等の研究でございますが、毎年、回数にいたしましても11回、これはかなりの数でございますけれども、きめ細かく研修を行いまして、学校とともに教育委員会もどの子どもが安心して生活できる学校づくりに全力を挙げて取り組んできたところでございます。

現在、市内の学校でございますけれども、いじめを絶対に見逃さない、これ「絶対」という言葉を子どもは使っておりますが、現実にはなかなか難しいことだとは思っておりますが、私たち自身が本当に前向きにそのことに取り組んでいかなければならない、そういう思いを込めながらいじめを絶対見逃さない、許さない、こういう姿勢を持ち、ささいないじめも早期発見するために子どもの心のうちを診断できるアンケート、こういうものを毎学期実施しておりますし、きめ細かな情報共有、さらには複数体制による子どもの観察、こういうことに学校で取り組んでいただいているところでございます。

認知されたいじめでございますけれども、これにつきましては、早期解決に向けまして、学校長を中心とした組織で、1人の担任とか1人の教師、1人の生徒指導、そういうところに対応するの

ではなくて、チームをつくって、そして学校全体の対応ということで取り組んでいただきますとともに、教育委員会とも連絡、相談を密にさせていただきます、迅速かつ慎重に対応いただいているところでございます。また、教育委員会の中にも、その内容に応じまして、学校と一緒に子どもたちの叫びを捉えて指導ができるようにということでチームをつくってありまして、学校にも出向いてともに考え当たると、そういう方向をとっているところでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

教育委員会及び学校内における取り組みについて、今触れられたこと以外のさらに細かいことについてはこの手引きの中にもございますが、この手引きに基づいてあと1点だけちょっとお伺いしたいと思っています。

学校の中での取り組みについていろいろ述べられましたけれども、同時に、地域との連携をどう具体化していくかということが求められていると思うんです。

学校内でいじめがあるだけではなくて、その登下校においても、あるいは地域の中においてもあり得ることでありますので、そういった点で、この手引きの中の8ページに地域連携と環境づくりという項目がございます。

その中で5項目上げておりますけれども、地域とどのように連携しながら子どもたちを見守っていくのかということが書かれているわけでありましてけれども、その点での何か具体的な取り組み、あるいはこれからの方針がありましたら、その点についてもお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、地域との連携ということで、現在、そしてこれから取り組もうとしておりますことにつきましてお話をさせていただこうと思っております。

今御指摘のございましたように、学校の職員、そして子どもたち、ここでの努力は大きなことでございますけれども、御家庭、そしてさらに地域の方々、いろんなところで地域の方々には子どもたちを見守っていただいております。朝の登校のとき、そして下校のとき、さらには普通の休みのとき、そして奉仕活動のとき等、いろいろ見守っていただいているわけでございますが、そういう中で気づいていただいたことを学校のほうにお知らせいただく、こういうことにつきましてはこれまでも児童委員の方々等にもお世話になりながら、学校は進めてきているところでございます。

今後についてでございますけれども、今、保護者、地域の方々に、ぜひこういう視点から子どもたちを見ていただいたらいじめを早期に発見できるのではないだろうかという御提案を、いじめ不登校対策委員会と教育委員会のほうで現在考えておりますので、それをまたことしの10月の児童委員会の際にお話をさせていただいたりする中で、地域の皆さん方の御協力を得ながら、子どもたち

を取り巻く全ての大人で子どもたちの安全を守っていく、そういう体制をつくってまいりたいと考えているところでございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

もう1点だけ、念のために申し上げておきますけれども、先ほど7%余りの子が誰にも相談できずに悩んでいるということを申し上げましたが、そういった子どもが現にいます。本巢市の場合どうなのかというのは別にしまして、そういう状態にあるという中で、学校で、先ほど教育長が絶対にいじめを見逃さないというふうに言われました。その決意で取り組んでいただけたと思いますけれども、しかし残念ながら100%なかなか把握はできないだろうと。それを補完するのが地域であり保護者であり、そういったところだと思うんですね。

先ほど言われたいじめ不登校の対策委員会の方針を決め、市民に提言をしていきたいということですので、それをやりつつ、今本巢市の実態についてもきちんとお知らせしながら、こういう状態なので皆さんと一緒にやっていきたいということ、ぜひ積極的に取り組んでほしいということ、これは申し上げて終わります。

3つ目の点でありますけれども、教職員の体制についてということであります。

今回の大津市の報道をずうっと聞いておりまして、何か一つ違和感を持ちましたのは、学校があるいは教師がきちんとしてなかったということをしきりに言われますけれども、そのことについては否定はしませんが、同時に今の教職員の置かれている状況の中で本当にきちんとした体制がとれているのか。子どもたちを本当に日常ふだんに見守ってやれるような体制ができているのかどうかということが非常に不安になったわけでありまして。そういった視点が、ほとんどの報道を見ても出てきません。

教職員の勤務実態については、もう随分前から過労死のラインを超えているんじゃないかということがしきりに言われてまいりました。本来、教職員は、どの子にも本当に行き届いた配慮をし、見守り、どの子にも成長させたいという強い思いを持って教員になられたというふうに思いますけれども、現実にはそれがなかなかできないような実態があると思います。

文部科学省の調査によりますと、これは1999年から2008年までの10年間の統計でありますけれども、公立の教員の精神疾患による病気休職者数の推移というのがあります。1999年は、全国ですけれども1,924人で、2008年は5,400人と3倍近くにも膨れ上がっています。その原因はさまざまではありますが、過労死ラインを超えるというような勤務実態がその背景にはあるというふうに私は思います。

そこで、市の教職員の勤務実態はどうか。また、その上でいじめ問題に対する教職員の体制をどのように築き上げていくのか、この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

教育長（白木裕治君）

それでは、教職員の勤務実態ということでございます。これにお答えをさせていただこうと思えます。

市内の学校におけます超過勤務の実態でございますけれども、これにつきましては、大変先生方御努力をいただいておりますけれども、数字的には大変厳しい状況になってございます。

昨年度の調査結果でございますけれども、一月の超過勤務時間が80時間を超えた職員でございますが、小・中学校の教職員全てを平均にいたしまして80時間を超えております数は25%程度の数字になってございます。大変このことについては、私自身も申しわけなく思っているわけでございますけれども、本巢市におきましては、このような状況を少しでも解消するために、本年度、全ての学校におきまして諸会議の時間的な見直し、それから事務の簡略化、こういうことに取り組んでいただいております。今年度、1学期でございますけれども、成果といたしまして昨年度の1学期の実績と比べまして、今年度の1学期の実績は5%程度ですが、改善を図ることができたところでございます。まだまだ努力をしていかなければならないというふうに思っておりますし、いろんな条件を考えていかなければならないというふうに思っているところでございますが、昼間はできる限り子どもにつく、そういう構えで取り組んでいただいております学校にとりまして、超過勤務の縮減、こういう問題はとても難しい課題ではございますけれども、今後も継続的にこの問題に取り組んでいかなければならないと、そんなふうに考えているところでございます。

続きまして2つ目の、いじめ問題に対する教職員の体制についてお答えをさせていただきます。

先生方には終日、できる限り子どもたちにつき切って、そして目配りをいただいているところでございますけれども、いじめの発見ということにはおのずから限界もございます。

そのために、本巢市の各学校におきましては、正規の教員はもとよりでございますけれども、市の予算で配置させていただいております学習支援員、生活支援員、そして教育相談員など全ての職員の協力をいただき、常に複数の目で子どもたちのサインを見落とさない、見逃さない、そういう体制をとっていただいているところでございます。何としても、学校の職員でまずは対応をさせていただきたい。そして、先ほど来お話がございませ保護者、地域の方々のお力添えもいただきながら、いじめの問題には当たってまいりたい、そんな考え方でいるところでございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

勤務実態についてでありますけれども、これも文部科学省が教職員の勤務実態調査というのを、これは委託事業だったと思っておりますけれども、実施し、その結果も公表されています。

それによりますと、小学校の残業時間が1時間49分、家へ持ち帰って仕事をするという時間が47

分、合わせて2時間37分というふうに勤務日1日当たりの超過勤務の実態が書かれています。ただ、同じ調査結果の中で、1日の勤務時間がどれだけかということも、校長、教頭、副校長、教諭、講師とその4つに分けて載っています。

例えば第1期で、第1期というのは7月いっぱい3日から31日までですかね。7月の第1期についていうと、例えば教諭でいきますと10時間35分の勤務時間になっています。この10時間35分から先ほど申し上げました残業時間の1時間49分を引きますと8時間46分になります。ということは、46分超過しているんですね。でもこれは残業時間に入っていない。いわば、勤務時間内の超過勤務というふうに言わざるを得ないというのは別の数字があるんですね。これを合わせると、小学校の教職員でいうと、3時間22分が超過勤務の時間になるのではないかというふうに思います。

今申し上げた1日の勤務時間の中における46分の差というのをどういうふうに見るかというのは、またいろいろ異論があるかもしれませんが、いずれにしてもそれを合わせると3時間22分で、先ほど教育長が言われた超過が月80時間を超えるというのは、恐らくその部分は含まれていないだろうというふうに思います。これを含めれば、さらに多くの教職員が過労死ラインと言われる月80時間をはるかに超える勤務実態があるのではないかというふうに思わざるを得ません。

そういう実態を、さらに現実に合わせて把握していただいて、もちろんこれは国、あるいは県の問題が多分にありますので、市だけでどこまでできるかというのは限度はあると思いますけれども、かといって国・県が変わるまで仕方がないというわけにはいきませんので、市として何ができるかということ、先ほど言われたこともあわせて、さらに検討を進めてほしいということをおっしゃりたいと思います。

それでは、いじめ問題につきましては以上にいたします。

2つ目に、新エネルギーへの取り組みについてお伺いをいたします。

大飯原発の再稼働後も、原発ゼロへの国民の思いは一層強くなっています。これはどの調査を見てもその結果が歴然とあらわれています。そういう中で、原発に頼らないエネルギー政策が求められ、再生可能エネルギーや自然エネルギーへの取り組みが各地で進んでいます。

そこで、まず第1番目には、本巢市の学校施設における太陽光発電施設についてお伺いをいたします。

子どもたちの環境学習にも大きな役割を果たせるというふうに思っていますが、現在ついている真桑小学校、土貴野小学校などでどのような活用をされているのかということが第1点です。

あわせて、これまで改築等の時期に太陽光発電施設を設置していますけれども、そうでない他の学校施設についても、今申し上げた環境学習という意味も含め、さらに自然エネルギーへの転換ということも含めどのように考えているのか、教育委員会としてのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、学校施設における太陽光発電施設についての御質問についてお答えいたします。

現在、市内の小学校2校、中学校1校に太陽光発電施設を設置しておりますが、設置校においては、自校に設置してある太陽光発電施設から得られるデータを社会や理科、技術、総合的な学習の時間などで、再生可能エネルギーの有効利用の仕方や環境の保全、持続可能な社会の実現等を学習する資料として利用するとともに、発電量や電気の使用量を昨年度と比較する資料として校内に掲示し、節電を呼びかけるなどエコ学習の推進にも活用しております。

また、小・中学校施設における太陽光発電施設の設置につきましては、これまで校舎や体育館の新築や増築、または屋上防水改修工事等にあわせて、本巣中学校と土貴野小学校、そして真桑小学校に設置をしまいましたが、今後の予定としましては独自に電気量を確保していくということに加え、環境問題に対する生きた教育の一助になることから、太陽光発電施設を積極的に設置していきたいと考えておりますが、太陽光発電施設は屋上に設置することから、設置時には施設の老朽化に伴う屋上防水改修工事もあわせて行うことが必要となってくるので、屋上防水工事とあわせて順次設置していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

結構です。

もう1点、多様な新エネルギーについて推進の考えはという点であります。

本巣市の後期計画の中で、新エネルギーについて、小水力発電の導入を検討するというふうにしてあります。そして、実際に導入をしているわけでありまして。

この小水力発電の今後の推進計画はどうか、まずお伺いし、あわせて他の新エネルギーの推進も検討すべき時期に来ているというふうを考えています。全国いろんなところで、今同じように模索をしているというふうに思います。新エネルギーへの導入計画、あるいは転換計画、いろんな形で、ホームページを見てもあらわれてまいります。

そうした中で、1つ、高知県に檮原町というところがあります。この檮原町というところが非常に全国的にも積極的に取り組んでいる先進地ということで評価をされているところであります。檮原というと、ほとんど私も最近まで聞いたことがなかったわけでありましてけれども、1つだけ紹介しますと、坂本龍馬が脱藩したときにそこを通過していった脱藩の道というのがあります。この檮原町にも維新の志士の像を展示した公園があります。そういうようなところでもありますけれども、まさに愛媛県境の四国山地の非常に奥深いところで、過疎の町と言ってもいいようなところではありますが、そこは数年に1回は道路が遮断されたりして孤立するというところで、エネルギーについても自給自足を目指そうということで積極的に取り組んできたところであります。

2050年にはエネルギーを100%自給自足したいというような思いで取り組んでいます。2009年には環境モデル都市として指定を受け、その上に立ってそのための行動計画を2009年に作成いたしま

した。それに基づいて今着々と進めているところであります。

この新エネルギーの推進を図っていくときに、よそがこうしているからうちもこうしようというふうには、単純にはならない。それぞれの地域の特性があり、地域の状況があります。だから橿原のことを少し紹介いたしましたけれども、橿原の形でやればよいというふうには思っていません。けれども、本巢市に合った新エネルギーをじゃあどう構築していくのかということについては、今検討を進めていく必要があるだろうと。

そして目標を立て、そのための計画をつくっていく、そういう段階に来ているのではないかということで今回質問をするわけでありますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、新エネルギーの取り組みのうちの小水力発電と今後の計画、また新エネルギー推進計画の2つでございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

小水力発電をといいますと、新エネルギーの導入につきましては化石燃料の枯渇によるエネルギーの問題、また二酸化炭素排出によります地球温暖化問題によりまして、全国の自治体において地域資源を活用した取り組みがなされているところでございます。今先ほど鵜飼議員もそういう例を出されておりますけれども、そういう取り組みが全国で行われておるところでございます。

本巢市におきましても、こういった状況も受けながら、新エネルギーへの導入の普及啓発のために、先ほど来答弁をいたしておりますように、小・中学校に太陽光発電施設の設置ですとか、また各家庭での太陽光発電システムの設置の助成事業というのを今現在行っております。

また、質問の中でもお話しございましたように、本巢市は大変水のほうも豊富なまちでもございまして、こうした豊富な水資源を生かした小水力発電と、そういう施設につきましても北部地域、旧の本巢地域と根尾地域にそれぞれ農業用水施設に2カ所設置をいたしております。そのほか、また今年度、淡墨公園内におきまして、らせん水車型の小水力発電施設というのを今現在設置する予定で予算化をさせていただいております。

そういった中で、小水力発電というのは新聞等々でもいろいろと出て、いろいろ課題も出てきているのも御存じかと思っておりますけれども、水は豊富にあるんですけれども、それには水利権、またそれから河川法という法的な問題も大変複雑に絡んでおりまして、こうした問題、法的ないろんな手続、こういうものをまずはクリアしなきゃいけないようなこと。それから設置の費用、今回本巢市がやっておりますのは小さなものでございますけれども、これが大きな何十キロワットとかいうことになってきますと設置費用、またメンテナンス費用等、コストが大変高くなってまいります。いわゆる設置費の回収に、太陽光発電とは違って数十年必要であるというふうなことも言われておりまして、費用対効果という面からも課題もあるということで、法的な問題、またコストの問題等々のこういう課題があるということでもございます。

本県市でもぜひこうしたものをクリアできれば、この電力の地産地消とか地域振興の観点ということから、後期の計画でもうたっておりますように、小水力発電というのを積極的に推進していきたいなあというふうに考えるところでもございます。

そして2つ目の、エネルギー推進計画の策定のお尋ねでございます。

新エネルギーの導入につきましては、先ほど来議員の御指摘もございましたように、東日本大震災での福島原発事故を契機にいたしまして、自然エネルギーの活用など多様なエネルギーへの見直し、転換が検討されております。こうしたエネルギーの問題を、またかねてから言われております地球温暖化問題、こういうものを解決するために取り組んでいかなきゃならない、大変重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

また、自然エネルギーは、先ほど来お話がございましたように、地域に存在する資源をエネルギーとして再生するという事で、環境貢献だけでなく地域の自立、またエネルギーの自給率を向上させて地域づくりを展開する鍵としても活用が期待できるというふうに私も思っております。

しかしながら、新エネルギーの導入を進める上で解決していかなければならない課題ということで、先ほど小水力のところでもお話し申し上げましたけれども、障害となっております各種の規制措置、大変いろいろと法的な規制がございます。そういったものの緩和、そして新エネルギーの普及には多額の導入コストが見込まれるということから、いわゆる国におきまして電力の買い取り制度、それから住宅向け太陽光発電に対する補助金制度のような、それぞれのエネルギーの実情に即した政策の実施が必要になってくるというふうに考えております。簡単に自然エネルギー等々を利用するというのは、なかなか難しい状況もあるということでもございます。

いずれにいたしましても、こうしたことから新エネルギーの政策というのはやはり国において、要するに日本のエネルギーをどう見ていくかと、そういう全体の考え方をしっかりとさせていただいて、その上で新しく導入する新エネルギーの位置づけというものを明確にさせていただく。そして、先ほど来申し上げておるような規制緩和、支援策というものもあわせてやっていただいて、効果的な導入施策というのを実施すべき、これがまず第一だろうというふうに思っております。

こうした国の新しいエネルギー全体を見通した政策が打ち出された中で、本市としてこういうようなものがあれば活用、また導入できるかというのでも検討し、またこの活用、導入のために推進計画が必要ということになれば推進計画というのでも策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の現状の中で、国が新エネルギーについての方針がなかなか明確になっていないという部分もあります。

一方で、今の国についてはまだ原発に頼るという部分が多々あらわれていますので、そうした中

で原発ゼロを目指して新しいエネルギーをどう構築していくかということまで、なかなか進んでいないというのが実態であり、そのためにさまざまな制限が加えられているというのも事実だと思います。

けれども、そうした中でもそれぞれの地域に合ったやり方は何だろうということ、それぞれの自治体が考え、できることについてはまず今から取り組んでいこうということが必要ではないかというふうに思います。

先ほど申し上げたように、橿原町というところについては、四国山地の頂上がカルスト台地ということで、比較的平たんになっている町で、そこに風力発電を設置し、今2基でありますけれども、それによる収入がおよそ3,000万余りで、維持費が1,500万ぐらいで、その差額を利用しているんな自然エネルギーをさらに事業展開するための経費に充てているということで、いい循環をしているわけですが、そういったことがそのまま、先ほど申し上げように本巢市に生きるわけではありませんけれども、本巢市としてできることは何なのかということで、今新エネルギーの中で太陽光発電については言われた。さらにそれをこの市内にどう普及していくかということもありますし、そのほか多くの森林を抱えている中で、そうした森林の例えばバイオエネルギーの問題とか、そうしたことについても研究をする。その上で、じゃあ現実的にできるかどうかというのはまた次の問題としても、本巢市の実態に合わせた調査・研究をしていく、そういう中で計画化をするということが必要ではないか。国、町だけではなくて、できることはやっぱりやるということもあわせて必要だと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今おっしゃっていることはそのとおりでございます。

ただ、これを市としてどういうふうに取り組んでいくかというのは、またこれも重要な問題でございます。森林が多いから、もちろん木材を使ってチップ化して使うというようなことも、お隣のまちでもやっておりますけれども、なかなかその普及というのには困難なような状況もお聞きいたしておりますし、それぞれ、先ほど来申し上げておりますように、エネルギーを新しいものを作るというのは、今現在、我々が使っているエネルギーというのは長い年月の中で、いわゆる最少のコストで最大の効果を得る、もちろん安全というのは今回かなり薄かったということで原発の問題が起きておりますけれども、そういう長年の経験の中から、今エネルギーというのが使われているというふうに私は思っております、こういうものを大きく転換していこうとすると、かなりのコストというものが出てくる。それをいかにして、どういう形で市民の方々にも理解いただく。そしてそれをどうやって普及していくかというのは、国ならずとも市にとっても課題であるというふうに思っております。

そういったことで、できることは今でも太陽光の屋上ですとか、それから小水力の発電で今導入ですとかいうことも進めておりますし、まだまだこれから木材チップ等々でも隣のまちのことも見

ながらやる、可能なものはできるだけ取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、エネルギーというのは地域でできるものではございません。やはりこの本巢市、約3万6,000近い方々がおられますし、工場もいろいろございます。この本巢の中でエネルギーの自給自立ということはまず不可能でございますので、やはりいろいろといろんなエネルギーを使いながら、できるだけ効率的なエネルギー政策というのを進めていくことが必要であるというふうに思っております。

そういったことで、これからもいろいろ研究もさせていただきながら、そして可能な限り新エネルギーの導入について検討を進めていきたいというふうに思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

時間がないので次に移りたいと思いますけれども、一言だけ申し上げておきますと、新エネルギー推進計画といったものを策定してはどうかということで提言をしたわけでありましてけれども、それに至る前にさまざまな、今現実的に可能なもの、あるいはこれから取り組んでいこうとするものについてさらに検討し、それを形としてあらわしていくということがやっぱり必要だろうというふうに思います。本巢市には本巢市に合ったやり方を追求する、そのための研究はどうしても必要だというふうに思っています。

では3番目に移りますが、行政サービスにおける市税完納要件についてということであります。

市民税を滞納している場合には、行政サービスを受けられないというのがあります。この行政サービスのうち、市民税の完納要件を設定しているサービスは、私も幾つか調べましたけれども、全部は調べ切れていないと思いますので、どういうものがあるのかまずお伺いをしたいと思います。

議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、行政サービスのうち市民税完納要件を設定しているサービスにつきまして、お答えをさせていただきます。

まず行政サービスのうち市民税完納要件を設定しているサービスにつきましては、出産祝金支給事業、住宅用太陽光発電システム設置整備事業、住宅リフォーム助成事業、木造住宅耐震診断事業及び浄化槽設置整備事業など20の補助金、助成金等の規則及び要綱に規定しておりまして、市民への直接の行政サービスといたしましては17の補助、助成事業等がございます。

市税の完納を条件としている根拠といたしましては、本巢市補助金交付規則第6条第3項に「補助金等を交付するに当たって、受益と負担の適正化、市民負担の公平性の確保及び補助金等の交付の目的の達成のために、補助事業者が市税を完納していること等の必要な要件を定めることができ

る」というふうに規定されておりまして、この規定に基づき、市税の完納要件を設定し適用している状況でございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

市税を滞納しているという方について、また2種類あると思うんですが、1つはまさに滞納している。もう1つは、納税相談をして、一括では払えないけれども、分納ということで協議して、それで分納をされているという場合もあります。

分納をするということは、ある意味では市と、あるいは市長と、じゃあこういう形でお払いしますということで契約をして、それを誠実に履行されていると、そういう場合にまでこの市税の完納要件を適用するのはいかなものかというふうに思っています。

そこで、たまたまいろいろ見ておきますと、これは帯広市の例でありますけれども、分納とは市長と納税者との納付に関する新たな契約であり、その履行は滞納に当たらないということで、市が基本方針というのがありますけど、その中で最後に、弾力的な運用についてという項目を追加いたしました。その内容は、「市税に滞納があっても、納税相談により納税課長が分納を認め履行中の場合には、行政サービス等の性質により申請を却下しないことができるものとする」ということで、弾力的な運用をしますよということを決めています。

だから、同じ滞納でも、市と話し合っただけで相談にきちんと応じられて、分納であってもきちんと納められているという場合には、そのような対応をすべきではないかというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

議長（遠山利美君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、市税完納要件の弾力的な運用に対する考え方につきまして、お答えをさせていただきます。

本市におきましては、補助金等におけます市税完納要件につきましては、先ほど企画部長から御答弁申し上げましたが、市の補助金交付規則におきまして「補助金等を交付するに当たって、補助事業者が市税を完納していること」との条件を付することができる旨規定の上運用しておりますが、この理由としましては、市税滞納者に対しまして補助金等を交付することは、納税義務を誠実に履行している市民の方々から見ると不公平感を招き、納税に対する意識の低下につながるおそれがあるということからでございます。

ただし、一定の補助金等につきましてはこの市税完納要件の適用から除外をする取り扱いとさせていただきます。例えば紙おむつ購入費助成金や重度身体障害者介助用自動車購入助成金

などの生活困窮者、身体障害者等の生活維持を図る目的で支出するもの、それから通学補助金や奨学金などの教育を受ける権利に基づき支出するもの、また屋根雪おろしの費用等に対する助成であります。克雪対策事業補助金や健診等費用助成金などの生命・財産の安全の確保及び防災の目的で支出するものなど、市民生活に直接的に影響する補助金等につきましては、この市税完納要件適用の対象から除外をする取り扱いとさせていただいております。

このように、完納要件の適用に当たりましては、市民生活への影響が極力少なくなるよう配慮もしているところでもございまして、この市税完納要件の弾力的な運用につきましては、市民負担の公平性や納税に対する公平性及び信頼性の確保という観点から、慎重に検討するべきものと考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今の1点、先ほど申し上げましたように、分納をするということは、市とそのような契約を新たに結ぶわけですね。それで誠実に納付をされるという場合は、もともときちんとなめられている人との違いはありますが、それでもそれぞれの生活状況の中で一生懸命真面目に納められているというわけですね。

そういう新たな契約を結んだ上できちんとは払われている、そのことについては全く滞納されている人と同列の扱いというふうに市としては考えるということですか。

議長（遠山利美君）

副市長 青木君。

副市長（青木一也君）

現在も市税完納要件の適用対象としております補助金等につきましては、例えば住宅太陽光発電システムの設置に対する補助でございますとか、住宅リフォームに対する補助金など、補助率が10分の10ではなくて補助申請者である市民の方も一定のまとまった自己資金が必要となる補助金等が多くを占めております。

したがって、補助、助成を受けるための一定の自己資金が準備できているということでございますれば、まずはやはり市税確保の観点でございますとか市民の公平感の観点から考えますと、自己資金を優先的に納税に充てていただくことが必要ではないのかなあというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

ではもうちょっと具体的に聞きますが、合併浄化槽の設置補助についてもそうですね。

合併浄化槽は、個別浄化槽がだめになって新たにやるときに、もう個別浄化槽はないわけですから、合併浄化槽しかありません。そのとき、じゃあ同じことを言えますか。

議長（遠山利美君）

副市長 青木君。

副市長（青木一也君）

市税の状況につきましても、やはり滞納額というのがふえておりまして、22年度末と比べますと23年度末では4,000万円ほど増加もしているという状況でございます。やはりこの市税完納要件を今のような形で運用させていただくということは、こういった厳しい徴収状況を踏まえますと、滞納に対する市の姿勢を明確に示しますとともに、やはり市民の皆さんの納税意識と市税への信頼感の向上に効果があるものと考えておりますので、合併浄化槽につきましても、やはり取り扱いとしては同様とさせていただくのが適当ではないかなあというふうに考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

時間がありませんので最後にしますけれども、納税意識の高揚とかいろいろ言われますが、生活が苦しいけれども分納してでもとにかく払いますよと言って、きちんと払っている人は、それでも滞納があるから納税意識が薄いというふうに言っていると同じことですね、逆に言えば。

でも、それだったら市と改めて納税相談に応じて、きちんとそれぞれの状況の中で分納でもとにかく払うということがどれだけの意味があるのかと。その辺をどのように理解されているのかちょっと不安になりますけれども、実態に応じてある程度の弾力的な運用というのは、ある意味では当然だというふうに思っています。

その点については、時間がありませんので、改めて別の場で申し上げたいと思います。以上です。

議長（遠山利美君）

続きまして、1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

おはようございます。

それでは、発言通告に基づきまして、一括方式ということで質問をさせていただきます。

今回は教育委員会を中心として、教育関係を絞って質問させていただきます。

それでは、第1点目でございます。

いじめ問題についてということで、今回、いじめ問題は大勢の議員さんの方が質問があるようですけれども、私も2番目でございます。それではいきます。

大津市の中学生の自殺が、大きないじめの問題として全国的に大きな広がりを見せております。また、可児市、少しさかのぼると愛知県西尾市、兵庫県小野市、熊本県八代市の中学生のいじめによる自殺が報道関係を通じて私たちの耳に入ってきます。子どもたちに深刻な被害をもたらすいじ

めが大きな社会問題となっております。

大津市のいじめについては、皆さんも聞き及んでいると思います。大津市長がことし7月に、泣きながら「大変申しわけない。いじめに対して条例の設置に向けて検討を進める」という記者会見をされました。また、専門委員会を設置し、問題発生時に調査を行う専門委員には、児童相談所の職員、弁護士、特別顧問に尾木直樹教育評論家も任命されたと聞いております。

尾木直樹氏は、条例は日本のモデルとなり、非常に力強い力になる。学校の先生たちも市長も、「尾木ママが言っているよ。いじめのない学校にしよう」という合意形成がしやすい。これが大事な条例の実現する機能を果たしているという実感を持ってもらうことが大事であり、充実させていくことが大切であるということ尾木直樹さん、テレビでは「尾木ママ」なんていうふうで、皆さんも御承知だと思う、その方が言っておりました。

また、岐阜県可児市の富田市長は、昨年の4月から検討を重ねられ、子どもたちのSOSを速やかに受けとめなければならないということで、いじめは許さない、人権侵害、犯罪にもなるということで、社会に放っておくことはいけないということで、いじめ防止条例を公約に掲げ初当選されました。可児市では今議会、9月議会において条例が上程されております。可決後には10月3日より制定されると聞き及んでおります。

その条例案の骨子でございますが、1番として、市の責務、対策を講じなければならないというふうに明示する。2番、学校の責務、これも対策を講じなければならないよとって明示をすることです。3番目、保護者は子どもに理解をさせるように求めている。いじめは許されない行為だと保護者や市民に啓発をして、そういった情報とされていると。それから4番目、専門委員会の設置というふうに示されているそうです。

そこで、本市として、3点について質問します。

第1点目、本市のいじめや不登校の問題発生状況はどうかと。

2点目、現在のいじめ対策並びに対応は、本市ではいじめ発見チェックシートというのがつくられたそうですが、活用状況を踏まえた対応は。

3点目、いじめ対策並びに今後の対応はということで、以上3点につきまして、教育長さんの御所見をお聞かせください。

それから、大きく2点目でございます。

通学路の安全対策に対する取り組みについてということで、通学路については、平成23年6月議会でも質問しました。また、本年6月には船渡議員さんも質問されましたが、再度、通学路について質問させていただきます。

今月21日から30日までの間、秋の交通安全運動が行われ、私たち議員も2日間は通学路の交差点なんか立ち参加しております。しかし、依然として全国的に通学路での交通事故が多発しております。

例えば、京都府亀山市、千葉県館山市、愛知県岡崎市、福井県福井市、岐阜県では瑞穂市、関市などで登下校時の事故、集団登校での事故例があります。中でも岡崎市の事故は、通学路の点検調

査が行われた直後に集団登校の事故であり、地域住民らも落胆という新聞記事を見ました。

隣接の瑞穂市の登校中の中学1年生が車にはねられ死亡されたと。それに対し瑞穂市では、現在の市道を改良したと。片側1車線であった道路のセンターラインをなくしたと。運転手の運転速度を出しにくいようにしたと。人が歩く路側帯を1メートル拡幅したと。そしてまたカラー舗装したと、そういった取り組みをしたということが載っておりました。

国では、文部科学省では現状を分析し、より安全な道に変更したりスクールゾーンを拡大するなどの対策に向けて検討しているそうです。5月28日、文部科学省と警察庁は、教育委員会を通じて全国の学校に対して通学路の点検を行うよう要請されたそうです。各学校が警察や道路管理者と連携し、通学路の危険箇所を見つけた上で対策を講じることを求めているということでした。

本市では先月、8月に教育委員会や産業建設部関係、それから公安委員会、これは警察関係だと思いますが、そういったところと通学路の安全総点検が実施されたと聞き及んでおります。

そこで、3点について質問します。

第1点目、通学路の安全総点検の実施結果はどうであったか。

2点目、本年度の通学路等の安全対策の実施はどうかということでございます。

3点目、今後の通学路等の整備はという点で、来年度の予算的なことも踏まえて予定はどうかということでございます。こうした3点目につきましては、教育委員会事務局長さんの御所見をお願いしたいと思います。

大きく言って3点目でございます。

本市のスポーツ振興ということについてでございます。

藤原市長の2期目のマニフェストに、もっと元気で笑顔あふれる本巣市をつくりますと掲げられておりました。このマニフェストの中に6つの基本政策が示されておりました。その中に、育成ということがありました。

この育成の中で具体的に示されているのが、文化活動やスポーツ活動への支援の拡大がありました。9月3日、今議会の初日の市長の挨拶の中でも、スポーツ関係としまして、先月開催されたロンドンオリンピックや今月から開催されるぎふ清流国体、清流大会、そういったものに対するスポーツの状況的なものを少し示されたと僕は思っております。

平和の祭典、ロンドンオリンピックはアスリートの絶え間ない日ごろからの練習や精神力により、過去最大の38個のメダルを獲得し大活躍したということで、日本国民に夢と感動を与え、とりわけ東日本の震災者や全国各地の災害被災者の方に勇気と感動を与えられました。

こうした結果を生み出すためには、国、文部科学省は、従来のスポーツ振興対策に加えてマルチサポート事業というふうにつけまして27億円の予算をつけ、アスリートの強化に努めたということ聞いております。

そこで、本市の一事例を紹介させていただきます。

平成21年度に真正中学校のバドミントン部、同好会というのが設立されました。そのときにはたったの5名でした。平成22年度からは会員も10名ほどになるんじゃないかということで、真正中学

校のバドミントン部を認めてほしいという相談を受けました。過去からの経過を尋ねてみますと、過去には2回ほどクラブとして認めてほしいと要望されたそうです。しかし、なかなか認めてもらえなかった。今度が最後だと思って関係者の方が相談に見えました。子どもや父兄の熱い思いもあり、市長並びに教育長に相談をかけましたところ、過去にクラブとして認可されない理由はそれなりにあるというふうな説明もございました。

しかし、市長並びに教育長の英断により、平成22年度はまず1年、同好会として1年間の活動を注視しながら、会員数の増加などを図るという一つの一定条件もありました。しかし、条件もクリアし、平成23年度には真正中学校バドミントン部というのが認可され、誕生しました。子どもたちや御父兄並びに指導したりする関係者の喜びはいかばかりかと思えます。

そうしたところ、クラブ設立初年時には、中体連本巣大会にはブロックで団体1位、個人戦で女子シングルス2位、ダブルス1位と2位、また県団体戦ではベスト8、真正中のバドミントン部が他の学校からも知られるようになり、市外の有力校が交流試合にも参加されるようになりました。交流試合は開催が本巣市の真桑小学校の体育館で行われたということで、これは日曜日でございました。市長が、開催市ということもありまして開催激励の挨拶をいただきました。特に父兄が感動され、大変喜ばれたと聞き及んでおります。

設立2年目の本年度は、中体連本巣ブロック団体1位、個人女子シングルス1位、2位、3位独占、個人女子ダブルス1位、2位、3位独占、中体連岐阜地区大会団体戦3位、個人戦シングルスベスト8、県大会では団体戦ベスト8など、目覚ましい成果を上げております。

もし、市長や教育長の英断がなければ、きっと真正バドミントン部は今も存在しておりません。こんな立派な成果が上がるとは思っていなかったです。本市から、将来オリンピックの選手や国体の選手が誕生することを願っております。

そこで、本市のスポーツ振興について3点質問させていただきます。

まず第1点目、本市のスポーツ人口はどのぐらいですか。

第2点目、スポーツ少年団や中学校の部活費の助成並びに振興策はどうですか。

3点目、今後の振興策として、助成費の増額対応はどうですかといった以上3点につきまして、教育委員会事務局長の御所見をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

1項目め、いじめについての質問の3点につきましての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、いじめの件について、まず第1点目でございますけれども、本市のいじめや不登校の問題発生状況ということにつきまして、お答えをさせていただきます。

先ほど鵜飼議員さんの御質問のところで、県や国との比較という点から実情をお答えいたしておりますので、ここではいじめにつきましては、ことしの1学期の状況ということでお答えをさせていただきます。

いじめでございますけれども、この1学期に認知されました件数は、市内の小学校では19件、中学校では13件、合計32件という数になっております。それぞれの学校におきまして、親さん方の協力も得て、指導に取り組んでまいったところでございます。

また、不登校の生徒の数ということでございますけれども、この1学期末での数につきましては、小学校で2人、中学校で9人という数字になっておりまして、現在も引き続き、この不登校の子どもたちにつきまして支援を続けているところでございます。

なお、この不登校が発生します率でございますが、本巢市の学校におきましては、小学校、中学校ともに県の発生率よりも低うございまして、特に中学校での不登校の数、先ほど9という数字をお伝えしたわけでございますけれども、これまでの年間の数、こういうものを見てまいりますと中学校では県の平均の半分程度ということで、これにつきましては教育相談員等御手配をさせていただいているところでございますけれども、大変効果が上がっているのではないかというふうに思っておりますし、各学校とも教育相談、それから支援に力を割いていただいているおかげだというふうに思っているところでございます。

続きまして2つ目の、現在のいじめ対策並びに対応等についてでございますが、現在、市内のどの学校におきましても、校内いじめ不登校対策委員会という組織を置きまして、学校長を中心にいじめに関する教師の気づき、それから保護者の方々からの相談はもとより、生活面や人間関係の悩みを把握いたします、先ほどチェックシートということを議員お話しいただいたわけでございますが、いじめアンケートを毎学期行いまして、面談も通しながら、いじめを確認した場合には職員が一丸となりまして解消に取り組む体制、そして親さん方と一緒に子どもを守っていく、そして学ばせていく、こういう取り組みをしているところでございます。

また、教育委員会におきましても、先ほども申し上げたわけでございますが、学校とともにいじめ解決に向けまして対応するため、学校教育課内にいじめ対応支援チームを設けておりまして、迅速に支援スタッフを派遣して、学校だけでなく教育委員会もともに指導の方向を考えて一緒に取り組むと、そういう体制をとっているところでございます。

続きまして3つ目の、今後のいじめ対策並びに対応等につきまして、お答えをさせていただきます。

いじめを早期に発見しまして、早期に対応する。このことにつきましては、学校だけではなくて家庭や地域の方々のお力をおかりする、こういうことも大切であるというふうに思っているところでございます。

そのため、家庭や地域におきまして子どもたちの様子に目を配っていただくためのいじめ発見チェックシート、こういうものを教育委員会でも考えておりますので、2学期からはこの活用も図り、学校、家庭、地域の全ての大人の方々に見守っていただく体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、本巢市では学校以外の関係機関のお力をおかりするために、以前からでございますけれども、医療機関、児童相談所、そして警察署の関係者の方々にも入っていただいて、毎年2回、いじ

め・不登校問題対策、こういうものについて話し合っていていただく、そして御助言をいただく会を設けております。今後もこの会の積極的な活用も図りながら、いじめ問題の早期対応に努めてまいりたいと考えております。

さらに、学校の指導の限界を超えるような重いケースもございます。傷害とか暴行とか恐喝、こういうものに発展します重大ないじめ、これはおかげさまで現在のところ本巢市では起こっていないわけですが、こういう非行が発生した場合には、学校で、家庭で、この指導の域を超えておりますので、速やかに警察や児童相談所、こういうところのお力をおかりしながら子どもたちの安全をみんなで守ってまいりたい、そんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

議長（遠山利美君）

2項目め、通学路の安全対策に向けた取り組みについての質問の3点についての答弁、及び3項目め、本市のスポーツ振興についての質問の3点についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、2つ目の通学路の安全対策に向けた取り組みについてという御質問の、1点目の通学路の安全総点検の実施結果についてお答えいたします。

今年度、各学校においてPTAや地元の方の協力を得て通学路の点検がなされた結果、58カ所72件の通学路の改善要望をいただいておりますが、地域ごとの件数につきましては、真正地域が45件、系貫地域が19件、本巢地域が8件となっております。

また、御要望をいただいた内容につきましては、横断歩道や信号機の設置が16件、歩道等の拡幅が11件、カラー舗装や白線、スクールゾーン等の路面標示が16件、注意喚起の看板設置が9件、側溝や歩道の補修、フェンス設置等が20件という内訳でございます。

これらの改善要望につきましては、学校教育課、建設課、総務課の3課が現状を確認したり、安全をサポートして下さっている方々から情報を集めたりするなどの点検を行いました。さらにこの中から横断歩道や信号の設置要望や、県道に関する要望等、道路管理者や警察関係と連携をとった対応が求められる内容、また専門的な見地から意見を求める必要がある内容を洗い出し、合計16カ所24件について、8月に合同点検を実施いたしました。

この合同点検では、北方警察署から、横断歩道や信号機の設置のための条件や歩行者の安全確保のために通行車両に減速を促すための減速マーク等の路面標示のあり方等について指導を受けたり、道路管理者である岐阜土木事務所に対して改善の必要性を理解いただいたりするなど、実際の現場について、現状を確認しながら今後の市の対応の方向性を確認することができました。

次に2点目の、本年度の通学路等の安全対策の実施についてお答えします。

こうした点検結果をもとに、72件の改善要望の中で市で対応可能な内容のうち、直ちに改善が必要な車両に対する歩行者の安全配慮のための看板設置や、側溝や道路の補修等の12件については、担当課により既に対応をさせていただきました。また現在、残りの箇所について、今年度中に対応

可能な内容を整理し、今後改善策を講じてまいります。

また、各学校やPTAからの改善要望以外に、自治会から子どもたちの安全な登下校に配慮をいただき、かねてより要望をいただいている内容のものもございますが、その内容につきましては、路面の補修が1件、フェンスの設置が1件、側溝の改修による道路幅の拡幅が2件で、これら4件につきましても今年度中に改善をまいります。

続きまして第3点目の、今後の通学路等の整備についてお答えをいたします。

いただきました改善要望の中には、道路管理者や警察関係への要望や、地元住民の方々に御理解をいただくもののほか、用地の買収を初めとした工事費用の確保が必要となるものもございます。先ほども申し上げましたが、現在、担当課において、今後の対応が計画的に進められるよう、今年度中に対応が可能な内容と新たな予算措置を含めた次年度以降の対応となる内容を整理し、今後の見通しを検討しているところでございますので、見通しが明確になり次第、対応が可能な内容から計画的に安全対策を進めてまいります。

次に3つ目の、本市のスポーツ振興についてということで、1点目の本巢市のスポーツ人口についてお答えします。

教育委員会において把握しておりますスポーツ団体と人数につきましては、平成23年度の実績では本巢市体育協会が24団体で2,415人、スポーツクラブもとすが332人、本巢市スポーツ少年団が23団体で586人です。また各中学校の部活動につきましては、37部活で633人となり、合計人数で3,966人となります。

次に2点目の、スポーツ少年団や中学校の部活費の助成並びに振興策についてお答えします。

まず助成につきましては、平成23年度実績では、本巢市スポーツ少年団への活動費として168万6,000円を助成しております。また、中学校の部活費におきましては、部活動の活動費として各中学校へ290万1,000円を助成しております。さらに、今述べました補助金とは別に、本巢市総合体育大会に参加する経費につきまして、派遣費、交通費などの費用を全額助成しております。

次に、振興策としまして、本巢市スポーツ少年団につきましては、各団体の活動施設を優先的に確保し活動の円滑化を図っております。また、中学校につきましては、部活動社会人指導者の謝礼を市から助成しているとともに、施設利用の面において、部活動として学校施設以外に利用される社会体育施設を優先的に確保し活動の円滑化を図っております。

引き続きまして3点目の、今後の振興策としての助成費の増額対応についてお答えをいたします。

助成費の増額対応につきましては、本巢市スポーツ少年団や中学校の部活動に対する補助限度額の引き上げを、来年度より引き上げるよう現在検討をしております。また、中学校の部活動の補助金につきましては、有効活用を図るため、各中学校の部活動の部員数に応じ金額を変動させるなど、実情に合ったものになるよう配分方法についても検討をしたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

江崎君。

1 番（江崎達己君）

それぞれ御答いただきまして、ありがとうございました。

再質はないんですが、少し感想だけ述べさせていただきます。

子どものいじめ問題については、子どもは本市の将来に向けた人材としてかけがえのない宝でございます。今後の教育のあり方について、期待をいたします。

2 番目、通学路の整備につきまして、これは金が要ります。予算が要ります。できるだけ増額を求めるといことで期待します。

それから3 点目、スポーツの振興についてということで、スポーツの振興というのは、競技力のみならず健康面からも大変大切だと思います。ひいてはそういった健康が医療費等にもつながってきます。これは市の財政にも絡んできます。来年度の具体的な予算化に大きな期待をいたします。

ただし、実情に応じてという御答弁をいただきましたが、現状から削減されるような現状の把握では困ります。最低限は確保していただかないと、支援が拡大されるんじゃない逆に削減されたんだというふうに市民に理解されるようでは困りますので、その点は十分御配慮の上お願いしたいと思います。3 月議会、予算が計上されることを注視して期待しております。

それから、ちょっといじめについて少し、もう一つ加えたいと思います。

よく私たちが、子どもがいじめられておるといのは、早期発見が一番大事だということもですが、子どもに対して大丈夫かと問いかけますと、ほとんどの子どもが大丈夫といって返事をしちゃうそうです。そうじゃないに、どうしたの、何かあったのと具体的に問いかけることが、いじめの発見の初歩だということを知ったことがございます。子どもが思ったことを発言しやすいような問いかけに注視していただきたいなと思っております。

そして、子ども対応ではやっぱり褒めることだと僕は思います。できるだけ褒めて、褒めるんです。褒めちぎったらいいんですよ。そうすると子どもの真意というのが出てくるんじゃないかと思ったのが私の感想でございます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。11時から再開しますので、御参集ください。

午前10時37分 休憩

午前11時00分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 鏝本規之君の発言を許します。

2 番（鏝本規之君）

通告に従って、順次答弁をしていただくようにするんですけど、きょうは、私は正直なことを言いまして、議員になって初めて教育長に質問をするわけなんですね。今までずっと教育長、きよ

うはまた大忙しでございますけれども、その中で、初めての教育長に対する質問でございますけれども、よろしく願いをいたします。

私の質問は、公園についてなんですけれども、真正と大野町を結ぶ真大橋の南に位置し、根尾川の河川敷内にある真正根尾川スポーツ広場についてをお尋ねいたします。

この広場は、平成11年から14年度にかけて4年間で7,300万以上の費用をかけて完成しております。通路はあか抜けしたカラー舗装がしてあり、またベンチもきちんと取りそろえてありますし、非常にでき上がったときにはすばらしい運動広場ではなかったかと、サッカーを行うためのサッカー場も整備されているという、樹木もきちんと植えられているし、すばらしい広場ではなかったかなあとっております。

ですが、現状を見るとすごい状況下にあるかと思っております。私もたまたま漁業組合の組合長になった関係上、それを管理する国のほうから、あそこの出入りをとめたいということが私のところに来て、正直なことを言いまして、初めてあそこに公園があるかということがわかったような次第です。

早速、中をずうっと見てきて、そしていろんなものを見てきたわけなんですけど、中に入ってびっくりをした次第であります。たまたま草がぼうぼうで、なっているよということなんですけれども、予算のほうを聞いてみますと、ことしの予算は15万5,000円の予算で整備をしておるといふに伺っております。

どのような整備をされているかなあと考えると、サッカー場のところが草が少し刈ってあるだけで、到底サッカーができるような状況下ではありません。中に入ってみますと、ごみの山というのか、ごみが不法に捨てられている。川遊びをする人もおられるかと思うけれども、持ってきたごみが草の中にいっぱい生えているから、表向きはわからないけれども相当にひどい状況下にあるかと思っております。

そういうことを含めて、最初にこの公園をつくられた目的と今の現状、市のほうが育んでおる、教育長が育んでおる現状について説明をお願いいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、この広場、公園をつくった目的と現状についてお答えをいたします。

真正根尾川スポーツ広場につきましては、旧真正町時代の平成11年度から13年度にかけて、自然との触れ合いを通じて遊び場を提供することを目的として、遊歩道と少年用サッカーグラウンドの整備を行ったものであります。

しかしながら、この広場は河川敷でも低地に位置したため、平成14年7月の2回にわたる豪雨による洪水で施設全体が被害を受け、少年用サッカーグラウンドが使用できなくなりました。この際に、真正サッカースポーツ少年団が設置しておりました倉庫も流失しております。そのため、その

年の11月に少年用サッカーグラウンドの再整備を行っておりますが、翌年8月にも再び洪水による被害を受け、グラウンドが再度使用不能となりました。

このたび重なる洪水被害により、真正町議会の同意のもと、この広場でのサッカーグラウンドの再整備については断念し、その当時に整備を進めてまいりましたしんせい運動広場での活用に切りかえを図ったものであります。

その後の管理につきましては、先ほど議員の御説明がありましたとおり、年1回、部分的に草刈りなどを行うことで現状の管理を実施しているところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今の答弁の中で、水が出て、そして使用不能になったというような答弁でありますけれども、洪水が出たのは何もここだけではなくて、大野町のほうにも出ているわけで、大野町のほうは、見てよくわかると思うんだけど、すばらしい広場になっておるし、芝生公園みたいになっておるんですね。その維持管理が年間300万を切るというぐらいの費用で、すばらしいものになっていると。

そういうことを踏まえていくと、サッカー場が基本的に整備ができませんよというけれども、写真で資料を出してあると思うんだけど、今の現状はこれなんですね。そんなにひどい状況ではないかと思っている。

私も漁業組合の組合長として、ある部分の河川敷をユンボを入れて整備しました。確かにサッカー場をつくるようなきれいな整備はできませんけれども、私の小遣いの範疇内でできるぐらいの費用でできるわけだ。

そして、今回このことに関して少し資料を持って調べてみました。

サッカー場をサッカー場としてきちんと整備するのに、10センチの土を入れて、芝生に合う土を入れて、100メートル100メートルのところを全部整備したとして、それでも1,600万でできるんですね。先ほど述べたように、3年間で7,400万近いお金を使って、そして整備をした。ほかのところは傷んでないというふうにとれるわけなんですね。カラー舗装もあか抜けしたカラー舗装で、きれいなもの。

そういうことを踏まえたときに、どうして整備ができないのかなあと。たまたま合併を目指してということもあったかと思うんだけど、もともと真正という地域は、住みよいまちではトップクラスに位置されていた。こういうものが整備されなくなってきたことによって、今年度だったか、住みよいまちの中では本巢市は前の評価よりも下がってきている。その中に、原因の一つとして上げられていたのが、公園が少ないということ。この河川敷をいかに有効に利用していくかということ、またせっかく整備された公園をああいいう状況のまま置いておくことが、先ほどからいじめ問題どうのこうのということになっておりますけれども、私の育ったふるさと、ここの地域もどうも言葉として、子どもを育てたときに、子どもをしとねるという表現を使うそうであります。

子どもを育て教育するのは、何も学校だけじゃないんですね。公園とか、そういうところの整備、そういうものをきちんと大人としてしていることを見せることが、学校の教育の一端になるかと思っております。

そういうことを考えたときに、あの状況下の中で、きちんとあそこには大きな看板が掲げている。このように、見たとおりわかったかと思うんだけど、「真正根尾川スポーツ広場」と。そしてあなたたちの名前が少し書いてある。その状況を見たときに、子どもがここを歩いたとき、また行ったときに、このごみ、この草ぼうぼうの状況を子どもは知りませんよ、どういう状況でこういうことになったかということ。けども、現実を見たときには、どういうふうに思うかということが教育なんです。ですから、教育のためにもここの整備をきちんとすべきではないかと。また、この看板がある以上、先ほども述べたように、サッカーのグラウンドとしての整備をして、河川ですから物は建てられないけれども、置いた物が流れたと。それは流れることは前提なんですね。また、水が出るということは、河川敷だから想定内のことなんです、外の問題じゃない。ですけれども、私が見に行ったときには、トイレすら置いてないんですね。

前に三橋の公園でトイレのない公園がありました。私はそこで遊んでおる父兄さんたちに困ったことは何ですかと言ったら、トイレだと言ったから、即刻電話を入れましたよ。本巢市の公園の中においては立ち小便を許されるんですかと、こうやって言ったらだめですと言うから、だめですと言うならトイレがないというのはおかしいだろうということで、提言して、即つくっていただきました。ですから、トイレが置けないとするなら、トイレを使えるような、仮設のトイレでもいいから置いておくこと、これも教育の一環かと思っております。

そういうことを踏まえて、河川敷につくった目的、今後どのように考えていくのか。また、あそこだけではなく、ほかのところも野球広場があるかと思う。そういうところのことも含めて、もう一度お伺いをいたします。

議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、今の質問についてお答えをいたします。

サッカーグラウンドにつきましては、先ほど議員が述べられましたように、総額7,400万と言われましたけれども、その中には、1回流されて再整備をしたそのサッカーグラウンドの費用だけで700万ほどかけております。そういうこともあって、真正町としてはサッカーグラウンドはもう無理だろうという判断のもと、その後の整備を取りやめた経緯があると思っておりますけれども、サッカーグラウンドについてはそういうこともありますので、今後は除草についてはしっかりと行って、キャッチボールができる程度の遊び場としての管理をしていきたいと思っております。

それから、遊歩道については、議員の御指摘のとおり管理不十分ということで、今後は市民の方が散歩や根尾川を親しむ憩いの場として活用できるように、草刈りも含めて管理を行い活用していきたいと、そういうふうに考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

公園のつくった目的、今後どうするかというようなことでお伺いをしておるわけなんですけれども、早い話が河川敷というもののつくり方、あそこに公園をつくるということ、趣旨、目的が当初と違っておるかもしれませんが、私の考え方としては、河川敷につくる理由というのが当然あってしかるべきなんです。

自然と親しむというなら陸地でもいいんですよ、河川敷の中にする必要はない。河川敷の中は非常に土地が、早い話が、国が管理しておるところであるから使用料も何も要らないであろうと。工事也非常に楽であろうというところなんです。そして川には当然水があるわけなんです、川に接するように、水に親しむようにというのが一つの河川敷につくる目的だと思っておるわけだ。大野町の場合も、水の見えるところまできれいに整備がされている。当然、そこは水がかかれば何らかの形ができるであろうと思っているけれども、水に親しむようにつくってある。

しかるに、本巢市のあの公園は、ある部分だけがやってあるから、ある部分はもう全然やってないんですね。手つかずの状況にあるとすると、草はその部分はぼんぼこ生える、木は生えている。そういう中において、幾ら内面のほうをきれいにしたところで、水に親しむために行く人も結構いるかと。そうすると、そこに行けないから自然的に通路ができるんだけど、その周りが草ばかりだと、早い話がキャンプをやったりバーベキューをやったりということで、そのごみそのまま放置されていくんですね。きちんと整備をされておれば、ごみも置くところもきちんと段取りもできるだろう。トイレもきちんと置いてあれば、トイレもそこで用をなすであろうと。

ですけれども、管理をしている国交省ですか、そこから私のところに来たのは、昼の御飯の前に非常に言いにくいことですけれども、立ち小便、何とかをいっばいしてあるわけですよ。その中で、教育の問題云々ということ語る、私に言わせれば資格もないと思っておる。だからちょっときついことを言っているわけだ。

開発の中において、キャッチボールができるようにしましょうというなら、今の現状の中においては非常に野球場をする場所がない。河川敷以外のところでは非常に運動場も数が限られているし、野球場と言われるようなところもないという現状の中において、河川敷に野球場をつくることはそう難しいことじゃないんですね。河川法というのがあから、少し知恵を絞ればできるわけなんです。その知恵が絞ってあるのがこのサッカー場のポールかな、これが折り畳み式になっている。これは国が許可しているからやってあるはずなんです。ですから、ネットもつくることもできれば、野球場をできるような広さは当然ある。サッカー場は確かに芝が必要だから難しいかもしれないけれども、お金がかかるかもしれないけれども、野球場をつくるぐらいのことはさほど難しくないと。

白木建設の土場だったかな、あその西側に野球場が3面あるけれども、同じように被害には遭

っておるかと思うけれども、そこはきちんと整備をされておる。非常にトイレは雑なトイレで、もう何ともならないなあとは思っておりますけれども、そういうことを踏まえたときに、キャッチボールができる程度の云々ではなくて、もっと北のほうに来ればもっと広大な土地があるわけなんだ。そういうものを全部整備するぐらいの気持ちを持って、河川敷の利用というものを図っていただければ私としては幸いかなあと思っている。

当然、そういうことをきちんとすることによって、バーベキュー等の不法的な行儀の悪い人たちの管理もできるであろうと思う。今の状況下の中では、ごみはそのままうっちゃりっ放しと。本来やってはいけないところで火をたくことによって、河川のところが、セメントできちんとしてあるところが焼けてしまって非常に困るということで、国交省のほうから私のほうに来たこともあります。だから閉鎖をしますよということなんですけれども、そういうことを含めて、もう少し市民の方たちが、先ほどの話でも出たかと思うんだけど、本巢市は水力発電どうのこうののときに、市長さんの答弁もあったと思うんだけど、水の豊かなところという答弁をしておられる。その水の豊かというところが本巢市のよさとするなら、大いにその水を使った教育、またそういう公園等をきちんと整備するべきではないかと思っております。

今後の計画については多分何もなかったかと思うし、ないと思っておりますけれども、今後、もしこういう問題においてどういうふうを考えておられるのかなあということを少し聞いて、次、またそれに伴った質問をします。

議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

先ほども申し上げましたとおり、遊歩道につきましてはこれからしっかりと。

それから、今議員のお話にありましたとおり、川への接地面ですね。その辺につきましても、しっかりとした草刈りをして川との触れ合いができるように、そんな管理をしていきたいと思えます。

しかしながら、野球場というお話が出ましたけれども、野球場は広さからいってライト側の川寄りのほうですね。そちらがだんだん低くなっておりますので、そこを土盛りするというのはちょっと難しいんじゃないかと思っておりますけれども、検討の余地はあると思えますので、一応検討はしておきたいと思えます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

平らにすることにおいて、土盛りが非常に難しいというようなことでございますけれども、川の中には土盛りをするだけの砂利や砂は山ほどあります。取っていただくように進言をしておるんですが、取っていただけない。

そういうことを踏まえるとするなら、一石二鳥を考えて、土盛りなんていうことに関しては何ら

弊害はないと思っております。また国交省のほうにおかれても、ある程度のことまでは了解をしていただけます。私が現にやっております。

また、そういうことも踏まえて、今の答弁に対してのあれなんです、こういう公園とかスポーツ、先ほどの答弁の中にも本巢市は4,000人からのスポーツをやる人がいるということなんですけれども、そういうスポーツのことに非常に前向きな考え方を持ってあるかなあというふうに思っておりますけれども、公園の管理、また公園の中で学童、また人それぞれがねられる。育つときに、私たちは「ねる」と言うんですけれども、ねられていく、遊びの中で。そういう教育をしていくべきであろうと思っておりますけれども、教育長の、公園を使って、またスポーツ施設を使つての考え方をお聞きいたします。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、お答えをさせていただこうと思います。

今、教育という面から公園を、そして河川敷の活用というお話をいただいたわけでございます。河川敷の活用、そして先ほど来お話がございましたように、水の豊かな本巢市、そして美しいふるさと、こういうことでこのふるさと教育ということに関しまして、根尾地域、本巢地域、そして糸貫地域、各地域の小学生が総合的な学習ということで川の調べ学習をしたり、そして用水の勉強をしたり、ふるさとの自然を調べることによって自分たちのふるさとに誇りを持つということが学校現場においては行われております。

また、幼稚園、保育園、こういうところにおきまして、赤石のところではアユの放流とか、そういうものもさせていただいたり、そしてアユ雑炊ですね、こういうものも食べさせていただいたりとか、こういうことも皆さん方の御協力のおかげで行われていることございまして、議員おっしゃられますとおり、このふるさとの自然、河川、こういうものを大事にしていくことは大変大事なことから考えているところでございます。

今、議員御指摘のこのスポーツ広場でございますけれども、事務局長が先ほど申しましたように、完成した段階ですぐに豪雨に流され、そして再整備をさせていただいて、さらにまた流される、そういうことで、これについては特に議員御指摘の少年用のサッカーグラウンド、こちらのほうの土砂が流失をいたしまして、そして何ともならない。その時期に弾正の真正運動広場が完成に近づいておりましたので、そちらのほうで切りかえると、こういうような経緯をたどってきたわけでございますけれども、いずれにしましてもあそこの地の管理につきましては、教育委員会が持ってきたわけでございますので、議員御指摘のとおり、子どもたちへの環境教育も含めて環境整備をきちんとこなさなかった。これは年に1回はやってきたわけですが、とてもそれくらいではおさまるものではございません。しかしながら、そのことについては1回しか行ってこなかった。何とか維持をしていこうということでやってきたわけでございますけれども、これでは到底子どもたちに見られるような環境にはなっていないわけでございますので、この点につきましては管理不十分と

ということで、大変申しわけなく思っているところでございます。

しかしながら、今後のということでございますけれども、あの地につきましては、先ほど来お話に出ておりますように、水辺の自然と触れ合うことができる河川敷でもございますので、まず整備を、草の管理をきちんとさせていただこうというふうに思っているところでございます。

まずグラウンドと、それから遊歩道でございますけれども、こちらの遊歩道のほうの施設につきましてはまだまだ立派な施設でもございますので、これが生きるように、まずとりあえずきちんとした環境整備、草の管理をさせていただき、そういう方向で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

何にしてもお金のかかることでございます。

その中の答弁の中に、洪水が出たどうのこうのということで答弁の中に入っておるわけなんですけれども、洪水がまた出るであろうから直さないのか、出ないということを前提にして直すのか、出るということを前提にして直すのかということも一つの考え方なんです。

また洪水が出るであろうと、また流されるであろうから今の状況下にあるよということになれば、前回の議会の一般質問の中で、山口の頭首工のあそこの水門の老朽化をある議員がいろいろと説明を求めておりましたけれども、もし洪水が出るということを前提にして、そういう整備をなされていないとするなら、それはまた整備をすればいいことだけれども、出るよということを経験して物事がなしているとするなら、前回の議員が山口の頭首工の水門等のことに対しての答弁と、ちょっといかがかということになる。整合性がとれないかなあということも踏まえて、教育長に対する質問は終わりといたしまして、どっちみち予算のかかることであり、またそれを提示するのが市長でありますので、市長の考え方をお伺いしたいと思っております。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、私への御質問でございますので、お答えしたいと思いますけれども、真正の根尾川スポーツ広場の経緯等々は、先ほど来、教育委員会事務局長並びに教育長のほうから御答弁申し上げているとおりでございます。いろいろそういう経緯の中で、現状があるということでもございます。

その後の利用ということで、今、教育長のほうからそれぞれお話もございました。私どもも、ぜひ教育委員会のほうのそういった考え方に基づいて、この公園を使えるような形に管理していきたいなあというふうに思っております。

確かに先ほど来議員お話のように、整備をしなくて今までずっと放ったらかしてあったということで、確かに汚いところは何をやってもいいんだろというようなことから、先ほど来からお話

にあるようなバーベキューをやってそこにごみを捨てる、それから、いろんなごみ等々が、今の子どもが管理をしておるといふ真正根尾川スポーツ広場に多分散在しておるといふふうには想定はされます。この後、多分整備をするといふふうになってきても、かなりスムーズな形での整備ができるかどうか、ちょっと時間がかかろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても市が管理をしている土地でもございますので、国交省から借りて、これを市民に使っていただけるような形に整備していきたいなと思っております。

それと同時に、先ほど来お話がありますように、河川敷でございますので、当然水につくということは当たり前の話でもございます。たまたま大野町側、それから糸貫町側のほうはちょっと高くなっているということで、大きな水害、水につかることもない場所に河川敷の占用認可をとって今使わせていただいておりますという状況でもございます。

ただ、真正地区のところにつきましてはどうしても若干低いということもございまして、今までに何回か水がついているという状況でもあると。あわせて、多分当然水もつくだろうということを想定しておったんだらうといふふうに予測もしておりますけれども、これから我々市として管理する上でも、当然水がつくということを前提であの土地の有効利用、そして市民の皆さん方に使っていただけるような、そして管理もしっかりしながら、そしてまた環境学習、また水辺との遊び等の場としてやっていくということに努めていきたいと思っております。

先ほど来教育長が御答弁申し上げておりますので、我々もそれをしっかりとサポートさせていただきたいというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

前向きに物事を考えていただけたらと思っております。

ただ草刈りのことで、結構費用がかかるようにしておりますけれども、先ほど教育長の答弁の中にもあった漁業組合のすぐ近くの赤石のところですかね。あそこはその地域のお年寄りの人たちが年に1度か2度、その河川のところの草をきれいに刈ってくれるんですね。そういうことによって、市民がそこを有効に使うと。資料の中にも出してありますけれども、これは海水浴場みたいに、夏のいいときには100人以上の人がそこで水と親しんでいる状況がある。それを踏まえて、私もちょっと少し整備をさせてもらったという中において、きちんとしておれば人はいっぱい集まってくるんですよ。そのことが本巢市のイメージがよくなっていくことにつながると思いますので、そのことを踏まえて、市長さんにおかれましては予算の執行がありますけれども、少ない財源の中から知恵で絞り出して、いい方向に向かっていけるようお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

私の質問は、何となくとげがあるような質問が多くて非常に申しわけないんですけれども、この2問目の、市で保管する明らかに間違っている公文書・行政文書のあり方についてということなん

ですけれども、このことは前にも一遍質問をしたかと思っております。

そして、改めるところは改めるべきではないか、もしくは、改めることが不可能であるとするなら、その部分が間違ったところを、添え文を書くなり何かして保管すべきではないかと。その当事者がいなくなったり、また10年先、20年先にその文書がそのまま出てきたときに、間違ったまま出てくると、そのことが正しい文書として解釈されるおそれがあるからということで質問をしたというふうに記憶しております。

そのときの答弁がどうだったということを今問うつもりはありません。ただ、結果としてどういう状況になったかということで質問をさせていただきます。

ことしの2月に岐阜地方裁判所で、市の財産であり、市の名義の土地の堤防敷に関する裁判が行われて、結審がなされた。そのときに、市の財産である土地を無償で使わせるのは違憲ですよ、要するに間違いですよ。使用料を、使っている人に取りなさいという判決が出されました。その中で書かれていることに対して、市のほうも何か不同意なところがあって、今名古屋高等裁判所で同じことを審理しております。その審理の内容については審理中ですので多くは問いませんが、その審理している中に明らかに間違っているという、この議会の中でもそのことが承認されている平成16年に制作された土地の売買等に関する覚書というものが提出されたわけです。

この覚書は、ここに見える議員の大半の方は承知しておられるかと思う。当然、議会の中でも、今議長をしておられる遠山氏の肩書が違っているよということで、当の本人も認めているし、議会も認めている。ですけれども、提出されたこの覚書にはその部分が何ら直していない。また、添え文もされていない、こういうものが出されたということなんですね。これは多分、たまたま私がその文書を見ましたから指摘ができましたけれども、私が何かのきっかけでそれを見ることができなかったり、また10年先、20年先、私が死んだ後、また当の本人の遠山氏たち、またここにおられる人たちが議員から外れたりして、この世の中に存在しなくなったときに、その間違った文書がそのまま生きた文書として提出されるおそれがあるわけなんだ。

裁判の中でいうと、きつい言い方をしますけれども、明らかに間違っている文書をそのまま提出することは、これは偽証罪で法律に違反することなんです。そのことを市の資料として出したことにおいては、これはすごいことだなあと私は思っている。大いに反省をしていただかなければいけないと思っている。

たまたまこの資料を提出したのが、多分私は市の人ではなかったかなあと。また市の人としても、職員としても、この内容の変化において、過ちのことにおいては多分知らなかったと思うし、今から答弁を求める部長さんにおかれては、たまたまその席には参加もしておられなかったから、こういうものが正しいものと解釈をして出されたかもしれないというふうに思いますけれども、だから責任をどうのこうのということは一切問いませんが、結果としてこういう間違った文書が公の席に出る、特に裁判等で使用されているということは、その中に明らかに間違いだとわかっているものを訂正もしなくて出すということは偽証罪。これは裁判をやった人間は全てわかるけれども、自分にとって不利益なことはしゃべらなくてもいいですよということは言われます。けれども、う

そを言っではいけませんよということは、宣言をしてうそを言うと偽証罪に問われる。文書も一緒だと思っております。

ですから、こういうものに対して、明らかに間違っている文書と思われるんですけども、たまたま覚書のことを言っておりますけれども、ほかにもたくさんあるのではないかと推測をされます。また、この覚書に沿っているような契約もなされているかと思っておりますけれども、その中に書かれていることも、私は見ていませんからわかりませんが、間違っている部分があるのではないかと疑われる。

そういうものをきちんと精査して、正しい方向に改めて保管をしていかなければいけないのではないかと思っておりますけれども、このことに関しての担当部長さん、非常に言いにくいであろうけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、議員お尋ねの件についてお答えいたします。

こうした公文書の取り扱いにつきましては、財産や契約に関する今回の覚書ですね。財産や契約に関する文書というもので重要なものは永年保存するというので、市の公文書規定ですね、こちらのほうで定められておりますことから、私ども、またこの状態で保存させていただいておることをございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

ですから、否ということになるんですね。

明らかに間違っていますよということがわかっているもの、また議会の中で承認を得ているもの、そういうものに対しては添え文を置くなり、新たに書き直すなりしなければいけないと思っているわけです。

また、この覚書だけのことを言わせてもらうとするなら、この3名の方たちは組合名が違っているということは、当の本人はそのことが後で気がついたということになって、言いわけも何もできますけれども、そのときに立会人として糸貫町の副議長をしていた竹中さん、この人は不動産業を業としておる人なんです。ですから、こういう書類がどのくらい重要であり、一行一行が、一字でも間違っておったら契約その他が無効になるであろうということは承知しているはずなんです。この人は、遠山氏の組合長名が正しいものだと思って署名・捺印をしているわけなんです。ですから、竹中氏の名誉のためにも、この部分が間違っていましたよということは当人に言って修正をすべきだと。

ですから、このままのものを今保管しておきますよという答弁は、到底承服ができませんので、改めてお伺いをしたいと思います。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

今、文書があるということでの御説明で、先ほどお話しさせていただきました。

今後の取り扱いという部分での御質問ということであれば、先ほど言いました公文書規定、これは当然不変のものでございますが、これで管理をしていく中で、保管中の文書に係る内容ですね。こういったもので変更があった場合、こういったものにつきましては、これまでの経緯がわかるものを沿えて、一緒にして書類の整理を行っていききたいと、そして保管していききたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

〔2番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

間違っって今回出されたというふうに、大きな気持ちで判断をしておきます。

ただし、こういうことが二度と起きないように、こういう市が保管する文書においては間違いの起こらないように、きちんとした対応と管理の仕方をお願いしておきます。

時間も来ましたし、終わるべき時間ですので終わりますけれども、また何ぞのときにはこの問題についてもまた質問をしようかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。午後1時から再開しますので御参集ください。

午前11時45分 休憩

午後0時58分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 黒田芳弘君の発言を許します。

3番（黒田芳弘君）

発言許可のもと、私の一般質問を始めたいと思いますが、昨年は大震災があり大変皆さんつらい思いをした1年でございました。ことしこそはいい年になりますようにと誰もが願ったこの年にも、いじめ問題や消費税増税、さらにここに来て政局が表に立った国会運営など、相変わらず暗い世相が続いております。

そんな中、ことしはスポーツイヤーとも言えるロンドンオリンピックの開催があり、そして我が

岐阜県では47年ぶりとなる第67回国民体育大会がいよいよ29日に開幕となります。特に、本巣市にとりましては、開会式において根尾中のオカリナ演奏ができるということで、私には一段と楽しみな国体になりそうであります。

開会式当日は入場制限があって行けないため、先日の9月8日に、総合リハーサルに根尾中はもちろんのこと、根尾小の児童、保護者がそろって見学に行ってきました。演奏する生徒たちの緊張の中にも真剣な姿を拝見し、夏休み中も続けて練習してきた成果が十分に発揮されることを心配しながらも、大きな期待を持って祈っているところでございます。

防災の日と決算を迎えた今回の議会では、通告してあります防災力の強化と、将来への健全財政についての2点8項目について、順次質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それではまず1点目の、防災力の強化についてでございます。

大惨事となりました3・11東日本大震災から1年半が過ぎました。被災地から遠く離れた我々の周りでは、あの日の光景が少しずつ薄れていく感がございます。ことしも市の防災訓練で自治会の訓練に参加をいたしました。参加者も例年より少なく、緊張感にも乏しい内容であったと感じました。

私はここ数年、この9月議会において防災を取り上げておりますが、昨年は、児童、教職員84人が犠牲となりました大川小での例を挙げ、避難所となっている学校に集まる地域住民が絡む指揮への影響や、我先に迎えに来たことで先生と保護者の間でパニックとなり、避難がおくれた子どもの引き渡しなど、安全マニュアルの問題を指摘いたしました。これがわかっていただけたのか、ことし、根尾中では保護者の引き渡し訓練も実施され、保護者もこのことの重要性と相互の理解も少しずつ深まっているのではないかと推察されます。これも今後も継続され、いざというときに役立つ準備をお願いするものでございます。

そして、このたび政府が組織する南海トラフの巨大地震モデル検討会の2次報告があり、最悪32万人が死亡するという発表がありました。すると、今度は横から死者は100万人を越すだろうという専門家も出ており、だったらこんなことになる前になぜ東北の地震を想定できなかったかと残念でなりません。

こういったばらばらな情報は、その信憑性も欠くことになり、逆に防災意識の低下にも影響するのではないかと。防災の日にちなみ、あるリサーチバンクの調査によりますと、この過去1年間の防災訓練参加率は25%未満、震災対策を特に何もしていないという人は26%に上がることが明らかになりました。

特に、参加率を見ると20代の参加率は男女とも10%台であり、この結果から読み取れるのは、進学や就職で地元を離れて暮らす独身者に対して、全国的に現在の自治体単位で行う傾向が強い訓練そのものに問題があるのではないかと考え、今後の課題と認識をしております。

本市も、地震だけでなく大雨による洪水や土砂崩壊も想定した防災力の強化に、各地で起こった災害を教訓に着々と進められておりますが、本当に災害を防ぐことのできる防災、実際に機能できる体制でなければなりません。

今回は、災害が起こった後の防災体制の強化についてお尋ねをいたします。

まず1点目でございますが、本市と各団体や企業で結ぶ災害時応援協定について質問いたします。

市のホームページを見ますと、本市は平成11年のカーマを初めとして現在まで23の災害時応援協定を結んでおります。内容を見ますと、物資の供給や避難所の提供、被災箇所の応急復旧、医療救護活動などさまざまありますが、これらが一刻を争う有事に具体的にどう機能するのか心配な面もございます。

例えば建設協会などは、恐らくこの協定時には重機は何台出動できて、人員はこれだけ対応できますとしておりましても、近況を見てみますと、業界全体が衰退をしており、当時とは状況も変化しているのではないかと。また、モレラ岐阜などについても避難所の提供と物資の供給としておりますが、この締結年が平成21年でありますので、その後撤退する店舗が目立ち、大規模な改修もされた中、状況は変わっているように思われます。

協定後の相互の情報交換など定期的な確認や、本市の防災体制の中でどのような位置にポジションされ、被災時の場面でどう機能されていくのかお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、本市の災害時応援協定、こういったことについてお答えさせていただきます。

本市では、大規模災害発生時に迅速に応急対応が行えるよう、民間企業、団体、他の自治体との災害時の応援協定、協力に関する協定ですとか覚書を結んでおります。

その主な内容としましては、今議員さんもお話しされましたが、市からの要請によりまして臨時的に避難所として施設を提供していただく、こういったことですか、避難生活を維持するために必要な食料品ですとか日用品の供給を受けるといったものでございます。

こうした協定先のうち、一部でございますけれども、防災訓練時における情報収集・伝達訓練ですね。それから応援要請訓練、こういったことに御協力いただくということで、連絡体制の確認を行っておるところでございます。

実際の大規模災害、こうしたものが発生した折には、この応急・復旧活動を行政だけで行うということは非常に困難なことと考えられます。そうしたことから、さまざまな分野の民間事業者と災害時応援協定を締結することで広域的確な応急・復旧活動が期待できると考えておりますので、今後も新たな民間の企業ですとか団体、他の自治体と災害時応援協定の締結等を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2点目に移ります。

自衛隊との連携強化についてでございます。

7月に県内の若手議員で組織する勉強会で、各務原の航空自衛隊へ研修に行っていました。各務原市議のお世話で、一般の人ではなかなか立ち入ることができないパトリオットミサイルの実物や訓練の様子までを見ることができました。

自衛隊と接するいいチャンスであったので、無理は承知で、日ごろからおつき合いを深めることで、被災時、本市に優先的な支援はできないかと問いかけをいたしました。当然のことながら、自衛隊の出勤につきましては指揮権は防衛大臣にありますので、申しわけないがそれがないと勝手に動くことはできませんと、当たり前な答えが返ってきました。

その上で、こんなことを一例に挙げて話をしてくれました。自衛隊が東日本大震災の救援活動に当たっていた被災地で、備蓄食料としてカップ麺を大量に用意していたある自治体があったそうです。でも、被災地にお湯をつくることまでは想定されていなかったため、全く役立たなかったということでありました。

これはあくまでも一例でございますが、その人が私に教えてくれたのは、ある自治体だけ特別に救援することはできませんけれど、私たちが各地で幾度となく救援に当たって経験している防災についてのポイントや知識を伝えることは可能で、これが防災体制の中で一番大切なことではないか。また、自衛隊としても各自治体の防災体制や避難所などの防災施設や備蓄品などの情報をいただき、日ごろから把握していくことが瞬時に役立つポイントではないかとアドバイスをくれました。

本市の防災体制の周知や情報交換を自衛隊と交わし、連携強化で有事に実際に機能する防災体制のさらなる充実を図るべきと考えますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、防災体制の充実と自衛隊との連携強化ということで、お答えさせていただきます。

自衛隊との連携につきましては、今年度は去る8月26日に行いました市の総合防災訓練への参加協力を、本巣市を災害派遣担当区域としております陸上自衛隊第35普通科連隊、こちらに参加依頼をしまして、救助の実戦訓練をぬくもりの里で行っていただいたところでございます。

また、災害発生時に市内全域に関する情報の共有も必要と考えるところから、既にこれまでに地域防災計画ですとか管内図、それからハザードマップ、こういった市の防災資料ですね、こういった情報の提供も行ってきております。また、こうしたほか災害時に迅速な行動が確保できるよう、自衛隊が行われます市内の防災ヘリポート適地の現地調査への協力など、平素から連携強化を図っているところでございます。

なお、今後また大規模災害の発生を想定して設置する場合、市の災害対策本部でございますが、こういったところへの参加要請訓練も行ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

3 点目に移ります。

消防団員の確保についてでございます。

前にもお伝えしたかと思いますが、昨年は東日本の被災地へ 3 回伺いまして、被災地の声も聞いてまいりましたが、親交を深めた石巻市議が、被災後の救援活動を見て、今度ばかりは自衛隊はもとより消防団の必要性を改めて認識したと話しておりました。

私も常々、火災時の消火活動はもちろんのこと、根尾地域では河川で流されたり山岳で遭難した人の捜索が多数あり、仕事を持ちながらもその都度、休日、昼夜を問わずに活動に当たられる消防団員の皆さんには感謝をしている次第であります。

ですが、先般、その地域に大切な消防団員が全国的に不足しているとあちこちのメディアで報道がされました。

番号が前後して大変恐縮ではございますが、資料の 2 を見ていただきます。

これは本年 4 月 1 日現在の県内市町村の消防団員数が載せてあります。減少数は過去 10 年で最大で、42 市町村のうち 24 が減少しており、特に中山間地を抱える自治体で目立っており、過疎化などで退団者に見合う若い世代が確保できていないのが主な原因としております。

次に資料の 3 を見ていただきます。これは消防庁が「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」の報告書であります。この中でも団員数の減少問題について触れております。

減少については、平均年齢の上昇、特に 20 代の減少や、会社員や公務員らサラリーマン団員の割合は 80% にも達し、被雇用者比率の上昇という事実がございます。減少の要因といたしましては、消防の近代化、産業構造・就業形態の変化、過疎化、少子化、さらにはコミュニティー意識の希薄化などとしております。

若者が入団をためらう理由といたしましては、上下関係の厳しさや拘束時間の長さ、家族の反対、仕事との両立が困難といったものがあります。その上で、若者が入りやすい環境を目指し、処遇改善や所属する事業所への理解、地域ぐるみの理解、より多様で魅力ある消防団を目指すことなどを上げております。

県内では、関市が早くからこの対策に取り組んでいまして、消防団サポートプロジェクトとして、雇用者が団員になっている事業所にそのあかしとして協力事業者表示をして勤めやすく入団しやすい環境をつくり出す制度や、団員が市内の参加店舗、これは現在 118 あるそうでありますが、ここにサポートカードを提示することにより割り引きなどの特典が受けられ、協力店には参加店ステッカーを表示しイメージアップする制度など、市全体で消防団を応援する事業を実施しております。

そこでお聞きをいたしますが、本市の消防団員について近年の傾向はどうか。また、本市も

先ほど紹介いたしました関市にあった消防団サポート事業を新規事業として予算計上されておりますが、その進捗状況と、その他団員確保に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、ただいま御質問いただきました本市の消防団の近年の傾向、それから団員確保に向けての取り組みについてお答えいたします。

地域の防災にとりまして重要な役割を担っていただいております消防団でございますが、近年、少子化の進展ですとか過疎地域等での若年層の流出、こういった要因によりまして全国的に団員の確保が難しい状況となっております。

例外でございません、本巣市でも本年度の消防団員数につきましては、条例定数が275人に対しまして実人数が262人と13人の不足となっておりますところでございます。特に根尾地域において、ここ数年来減少傾向が続いておるといところが実態でございます。

こうした状況の中、消防団員の確保対策といたしまして、本市では女性消防団制度、それから機能別団員制度の導入ですとか、方面隊方式から分団方式へ大幅な組織再編など、消防団の活性化に向けましてさまざまな取り組みを進めたところでございます。

今年度におきましては、今ちょっと事例もいただきましたが、消防団の協力事業所表示制度ですね。それと消防団サポート制度という新しい制度を取り組み始めたところでございます。これらの制度につきましては、現在、モレラ岐阜ですとか本巣市の商工会を通じまして、事業所の指定に向けた申請依頼を行うとともに、市のホームページですとか広報紙ですね、こういったもので周知を行っているところでございます。また、今後はC C n e tなども活用し、さらに制度のP Rを図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、団員確保に向けての取り組みに際しましては、地域と消防団の協力体制の維持ですとか活動環境の充実など、将来に向けた市の方向性について、今後さらに検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

2 つ目の、将来への健全財政についてに移ります。

国の借金約960兆円、少子・高齢化という人口構造の急激な変化で、ふえ続ける社会保障費と減り続ける税収、景気の低迷が長引いておりますが、税収悪化が影響する財源不足で抜本的な経済対策が打てない。この国の将来を支える子どもを産み育てる少子化対策へも万全には取り組めない。このような状況の中、超高齢化社会が現実を訪れ、年金・医療・介護といった社会保障費は増大する一方で、さらに経済不況は多くの失業者をつくり、生活保護費も近年急増している現状でありま

す。

不足する社会保障費に充当させるため、さきの国会においては、野党の協力を得ないと法案が成立しないというねじれ国会の中、社会保障と税の一体改革が審議され、消費税の増税が決まったところでもあります。

我々国民は、不足する社会保障費と、そのたびに必要な増税はどこかで理解していながらも、民主党のマニフェスト違反や、これに至るまでの経緯や政局が絡んだ国会運営などに対して意見はさまざま、人口構造が急激に変化し増加する一方の社会保障費に対して、消費税アップが必要か、あるいは経済成長だけで賄えることができるのか、その審議の行く末を我々国民は非常に高い関心を持って注目していたところでもあります。

膨大に膨らんだ国債残高を見ても、今回の一体改革が仮に世界の信任を得られないようなことになれば、国債の長期利率の上昇など幾つもの懸念が指摘をされており、まさに日本の正念場のときでありました。

その極めて重要な法案は、慎重な審議の結果、消費税増税が決まったわけですが、今後、低所得者対策について実のある議論がされ、十分な対策がとられることともなれば、今回の国会の成果というものは十分に評価されるべきであると考えます。

私はこの社会保障と税の一体改革の過程において、常に念頭に置かなければならないのは、これからの若い世代に対する責任だろうと考えます。私もまだ子育て中の身でございますが、戦後の高度成長期を経て国が豊かになるにつれ、国民はさまざまなものをねだってきました。この中にはかなり無理なものもたくさんあったであろうと思われれます。

今後、今までのような経済成長が見込まれない中、今あるものを生かし、そしてできる限り現在の負担を後世代にツケとして回さないことが肝要であろうと考えます。そして、それは我が本業市にとっても同じことでもあります。

2点目は、この考え方を踏まえ、将来への健全な財政運営について質問をさせていただきます。

そのまず1点目でございますが、地方公共団体財政健全化法が21年度から本格的に施行されました。私はこの年の9月定例会におきまして、この財政健全化をきっかけに、全国的な傾向もあり、決算認定を前倒しして指標の報告を同時に行うことで、本市の財政上の特徴や長所、あるいは欠点などの分析がしやすいことなどを上げ、従来の12月から9月議会へ前倒しすることを提案させていただきました。翌年より、今の決算認定と指標報告を同時に行うことが定着し、大変わかりやすくしていただいたことには感謝をしております。

これは今回の決算とは別でございますが、ここで参考までに資料の1を見ていただきます。

これは2012年度の県内市町村の財政力指数の発表であります。平均で0.58と5年間で最低となっており、ここでも福祉関係の経費がふえる一方、経済の低迷による税収の減少が原因と分析をしております。

本市もここ数年はこの数字に関しましては減少傾向で、特に今回は初めて0.7を下回りました。これは24年度決算に用いられる数字でありますので、少しは心配をしておりますが、今年度、今上

がっております23年度決算における財政指標を行政側としてどう判断されるのか。そしてまた、この数値は県内市町村の中でどれくらいの位置なのかをあわせてお尋ねいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

まず初めに、財政指標をどう判断するのかにつきまして、お答えをさせていただきます。

平成23年度の主な財政指標につきましては、財政力指数0.71、経常収支比率76.0%、実質公債費比率5.7%、また将来負担比率7.0%となっております。財政力指数につきましては昨年度より0.03弱くなっているものの、低いほうがよいとされております。経常収支比率は昨年度と同数値、また実質公債費比率は1.3%、将来負担比率は7.7%と低くなっておりまして、健全な財政運営であるというふうに判断しております。

しかしながら、普通交付税につきましては現在の旧市町村ごとの算定方法から平成26年度には市一本算定となりまして、段階的に減額されるということをございます。平成31年度には現在の交付税制度におきましては約18億円の減少となるという見込みでございます。

国におきましては、こうした交付税制度の改正を検討するという動きもあるようでございますけれども、いずれにいたしましても将来の厳しい財政状況を見据えて、行財政改革の推進などによりまして健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、県内市町村の中でどの位置に位置しているかということでございますけれども、財政力指数につきましては県内42市町村のうちで高い方から12位ということでございます。また、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、平成23年度の順位はまだ確定しておりませんので平成22年度の順位となりますけれども、経常収支比率は76.0ということで、低いほうから7位、実質公債費比率につきましては7.0で低いほうから8位、将来負担比率は14.7ということで低いほうから12位という状況になっておりまして、県内では上位に位置しているということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2点目に移ります。

ただいま自己分析なされましたが、健全な財政運営であるというような分析がされたかと思えますが、私なりに今回の決算を簡単に申し上げますと、その数値そのものがどれほどなのかという判断は難しいものがございまして、私が調べた他の自治体や過去の数値と比較いたしますと、年々さらに良好となっていると言えるのではないかと思います。

歳出面での分析では、公債費になりますが、健全化判断比率で最も重要な実質公債費比率が

5.7%、これは全国的な数値を確認しないと相対的な評価はできませんが、本市の21年度の8.8、22年度の7.0と比較をいたしましても減少しており、良好な結果であります。これは過去より本業市が5年度の償還費の大半を地方交付税で面倒見てくれる臨時財政対策債と合併特例債を厳選して借り入れた成果であると認識しております。つまりは、交付税措置のある市債はこの実質公債費比率の算定から除かれていて、いい数字が出てくるということでもあります。

本業市が続けてきたこの厳選した借り入れ自体は評価されるべきものと認識をしております。しかしながら、私たち若い世代にとっては、将来にわたり本市の借金はどうなっていくのか、関心が集まると同時に、とても心配で注目されるべき点であります。

今後、本市の市債残高はどう推移していくのか、また歳出面での公債費の推移はどうなるのか、あわせてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは初めに、市債残高はどう推移していくのかということでございますけれども、市債残高につきましては、一般会計については平成23年度末で138億1,120万4,000円となっております。

今後の起債計画につきましては、国の地方交付税特別会計の財源が不足しまして、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に発行することとなります臨時財政対策債、また合併市町村がまちづくり推進のために行う事業に充てる合併特例債、辺地総合整備計画に基づきまして実施する事業に充てます辺地債、また学校教育施設の整備に充てる学校教育施設等整備事業債等がございます。

国の影響により発行可能額が決定されまして、元利償還金の全額が交付税算入されず臨時財政対策債を除きますと、今後は増加するというところでございますが、平成25年度以降は、借入額よりも償還額のほうが多くなることによりまして、減少していくというふうに推移しております。

それから次に、歳出面での公債費につきましても、今後の臨時財政対策債の発行分を除きますと、平成28年度ごろまでは増加すると思っておりますが、市債残高が減少していくことによりまして、今後は減少していくというふうに推計しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

これにつきましては再質問させていただきますが、今、これからの借金はどうなっていくのかということをお聞きしたわけでありましたが、今の説明によりまして、これは意図的ではないが必然的な流れで減少していくものというふうに理解をすればよろしいのか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

石川君。

企画部長（石川博紀君）

今後の起債計画におきましては、小・中学校の大規模改修などの学校施設整備に充てます教育債が今後ふえてくるという見込みをしております。

しかしながら、全体といたしましては地方債の借入れを対象といたしました事業が今後完了してくるという見込みでございまして、借入額よりも元金の返済が多くなっていくということで、今後減少していくというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

3点目に移ります。

合併して、本市も8年が過ぎました。平成の大合併に伴い、促進のために設けられた合併特例債、合併した本巢市にとってはこの期限付きの有利な地方債が財政にとっても重要な役割を果たしております。

この合併特例債の現在の状況と、今後の活用についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

合併特例債の現況と今後の活用ということにつきまして、お答えを申し上げます。

合併特例債は、市町村の合併に伴いまして合併市町村がまちづくり推進のために市町村建設計画に基づきまして行う特に必要となる事業等に要する経費につきまして、合併年度及びこれに続く10カ年度に限って、その財源として借り入れることができるという地方債でございます。起債充当率が95%、その元利償還金の70%について普通交付税の基準財政需要額に算入されるというものでございます。

本市におきましては、合併特例債の借入限度は約163億でございまして、平成16年度からは本巢中学校、学校給食センター、本巢保育園の整備、また西部連絡道路整備、真桑・弾正保育園の増築、小・中学校の耐震補強事業といったものに約50億円ほどを活用してきたところでございます。

合併特例債につきましては、平成25年度をもって実施期間が終了するという予定でございましたが、本年6月27日に、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律というのが公布されました。この合併特例債事業推進要綱の一部が改正されたことによりまして、新市建設計画の見直しが必要とはなりますが、平成30年度までの5年間延長されるということになりました。

今後につきましても、合併に伴い必要となる道路整備事業など、新市建設計画に基づいた事業に対しまして合併特例債を有効に活用していきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

これも再質問させていただきます。

今、2点目、3点目と市債についてお尋ねをいたしました。市債の中でも本市の中で80%以上の割合を占めるこの臨時財政対策債と合併特例債、この交付税措置がある2つの借金は有利な市債なので借りても安心ですよという理論、つまりは5年度の償還費の大半を地方交付税で面倒を見てくれるという理屈がございます。

しかしながら、やはり借金は借金であると考えべきで、交付税措置があるとか、その方法が理論償還であるとかを言わずに、借入実額そのものを減らす努力をすることが極めて大事であると考えます。

そもそもなぜこれほどこの市債というものについて述べたかと申しますと、現在の地方財政の仕組みから考えますと、地方公共団体の歳入につきましては、市税などはある一定でありまして、その中においてコントロールできるのはほぼ市債しかないという考え方に基づいているからであります。そして、この市債をコントロールすることは返済にもはね返りますし、いずれは将来の財政をもコントロールすることになるからであります。ですから、この市債に対する考え方は非常に重要なのであります。

このような私のこの市債に対する考え方について、担当部長として御意見を伺いたいと思います。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川君。

企画部長（石川博紀君）

議員御指摘のとおり、地方債に依存する財政運営というものにつきましては、公債費の増加につながるということでございますし、将来の市財政を硬直化させるという要因でございます。地方債の運用につきましては大変重要でございますので、今後慎重に考えていきたいと思っております。

また、先ほど御質問にございました実質公債費比率、また将来負担比率を念頭に置きながら、今後目的基金等を活用しながら地方債の計画的な運用に努めていきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

4点目に移ります。

地方交付税の見通しと影響ということについてでございますが、この問題につきましては、今定例会の開会式の挨拶の中でも議長さんも嘆いておられましたが、皆さん御承知のとおり、3党合意と問責決議に衆議院の解散という、国民にとってはどうでもいいような政局が絡んだ国会運営というものに振り回され、赤字国債発行に必要な特例公債法案の今国会成立は絶望的であります。

この質問書を通告したときより日々状況が変化しておりますので、少し整理してみますと、9月4日、政府は予算の執行を抑えるため、予定していた地方自治体に対する4.1兆円余りの地方交付税の支出を延期いたしました。

これを受け、地方自治体は一時借入れによって資金調達をしなければならない状況となり、月額数百万円規模の利子も発生することから、岐阜県の古田知事が国民不在の政局と切り捨てた怒りの会見に代表されるよう、国に対し一斉に非難の声が上がりました。

この声を受けてか7日、総務省は10日に2兆6,327億円の地方交付税を交付すると発表いたしました。この内訳は、道府県分が7,184億円、市町村分が1兆9,143億円ですが、いずれにいたしましても、当初4日に4.1兆円だったものが10日に2.6兆円と減額、遅延となりました。ちなみに、この赤字国債が発行できないことで予算の執行が抑制されるというのは初めてだそうです。

この地方交付税の今後の見通しや、本市の財政への影響についてお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

特例公債法案の不成立に伴う今後の地方交付税の見通し、また本市財政への影響につきましてお答えを申し上げます。

まず最初に、特例公債法案の不成立によりまして、例年4月、6月、9月、11月に交付されております普通交付税の9月分の交付延期が当初心配されておりましたけれども、当初交付予定の9月4日から6日間の延期にとどまりまして、9月10日に11億1,820万2,000円全額が交付されました。

しかしながら、依然として特例公債法案の成立の見込みが立たないという状況でございまして、国におきましてはこのまま特例公債法案が成立しない場合には、11月末には国の財源が枯渇するおそれがあるということでございまして、生活保護や医療・介護などに関するものは例外として、予算執行抑制を行うという方針が示されております。

仮に、このまま11月までに特例公債法案が成立しないという場合には、普通交付税の11月交付分、本市の場合は約11億円でございますけれども、これが予算執行の抑制対象になるということも予想されることから、その場合、代替財源といたしまして、現在の保有資金、また市の基金の繰りかえ運用、必要ということであれば一時借入れをするということなどによりまして対応していきたいというふうに考えております。

また、国の具体的な執行抑制方針におきまして、義務的経費以外の補助金につきましては原則新たな交付決定は行わないとしているほか、交付決定が済んでいるものであっても、補助事業の内容を精査し、可能な限り執行を留保するよう努めると定められておりますので、補助事業につきましても今後影響を受ける可能性があるというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

5点目、大変お待たせをいたしました。最後、市長に登壇を願います。

今までこの財政についていろいろ聞いてきましたが、財政指標の数値も年々改善されており、また県内市町村と比較いたしましても良好であるとの認識が皆さんもできたかと思えます。そして、市債残高や公債費の推移、合併特例債についても担当部長はそれなりに分析をし、今後の計画もされておりますし、今言われた交付税の見通しについてもしっかりと把握し対処できているかと察し、ここ数年は財政上の問題で市民の方に特別迷惑が生じるようなことはないだろうと推察をいたします。

しかしながら、このたびの社会保障と税の一体改革に見るよう、国はこの問題を抜本的に解決しない限りは、もうこの先、今の働く世代でリタイアされた方々の現在の社会保障を支えることはできないということは明らかでありまして、さらに今回のようなごたごたで一旦地方交付税がとまることともなれば、地方財政はたちまち混乱をしてしまいます。

日本という国の政策的な面においては、少子化対策への子育て支援やお年寄りへの年金・医療・介護といった社会保障費を無責任に求めるだけではなく、その財源についてもきっちりと理解をし納めることが国民としての責務であることに間違いありません。

これは国に限らず地方行政についても同じことが言えます。国に左右されない強固な財政体質、子どもたちの将来へ負担を先送りしない健全な財政、本市の将来を担う今の子どもたちに対し、将来負担のツケを回さないよう我々の世代、特にこの行政や議会に携わる者は無駄なものをつくってはいないか、無駄遣いをしてはいないか、無駄な要求はしていないかをそれぞれの立場で常に念頭に置いて職務に当たらなければなりません。

私たちの子や孫、大切な子どもたちの将来も、市長が掲げる元気で笑顔あふれる本巢市であるため、より健全な今後の市政運営について、市長の思いをお聞かせ願います。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、市の健全財政についての5点目の御質問でございます。子どもたちの将来への負担を先送りしない健全な財政のあり方と今後の財政運営というお尋ねでございます。

先ほど来、企画部長のほうから本巢市の現在の状況等、指標に基づいて御説明をさせていただいております。今、議員のほうからも御質問がありましたように、現時点では、お答えのように健全な状況が続いております。これは合併以来、なかなか財源確保が厳しいその中にありましても、いわゆる本巢市にとっての行財政改革等々もやってまいりましたし、また市税収入の確保ということも取り組んでまいりました。

そういったことから、現時点では、先ほど来企画部長がお答え申し上げておりますように、国が示しております各種の指標の基準以下ということで、現時点では健全性が保たれているというふうになっております。

また、もう一つの観点から、今の将来に負担を先送りしていない状況ということで、20年度の決算から策定をいたしております財務諸表に基づきます分析指標の純資産比率というのがあるんですけども、これは平成22年度決算で見てもいりますと89.27%という数値になっております。この比率は、単純に申し上げれば、高ければ高いほど過去の世代、いわゆる今まで我々も含めて今までの方々が、過去の世代がしっかりと財政運営もしていただいて、そして投資もしていただいて、そして資産として残していただいておると、そういうものを見る部分でございます。

こういったことで、今この89.27%という数字を申し上げれば、いわゆる固定資産の形成コストというのはしっかりと過去の世代で負担をしているということで、次の世代へ借金を先送りしていないよということでもございます。この数値は、県内の他市と比較いたしましてもかなり高い数字でございます、今申し上げましたように、現世代で、今での世代である程度の資産をしっかりと作成していけるという状況でもございます。

今後とも、こうしたこの数値をうまく参考にしながら、これからも将来の世代の財政負担というのが過重にならないような財政運営というふうに進めていく必要があるかというふうに思っております。

一方、これは何もしなければ、このままほかっておけばというものでもございません。やはり投資もしていかなきゃなりませんし、また何といっても今生きているというか、住んでおります我々を含めて、市民が将来に向かって明るい希望が持てる政策も引き続きやっていく必要もございます。そしてまた、我々の世代でこの世の中が終わるわけではございません。次の世代に次々とつないでいくということございまして、しっかりとまた資産も残していかなきゃいけない。そしてまたその資産に伴っての負担も当然将来の世代が負担すると、そういった事業も必要でもございます。

そのいったことから、現在、国の財政というのが大変危機的状況ございまして、先ほど来お話がありますように、加えて景気低迷によります税収の低下というようなことで、国同様、本巢市の先行きの状況というのは大変見通すことが難しくなっておりますけれども、やはり市民に、先ほど申し上げましたように希望を持っていただく、そういう政策も必要でありますと同時に、将来の世代への投資にもつながる、そういう政策というのもしやっていかなければならないというふうに思っております、そういったことから、私が常々申し上げます「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」という実現のためにも、産業の振興とか教育環境の充実とか、道路等の生活基盤の整備というような将来の世代の方々にもしっかりとつながっていく、そして将来の皆さん方にも引き継いでいける、そういうしっかりした基盤を引き続きそのための事業をやっていききたいというふうに思っております。

今後とも、当然のことでございますけれども、将来世代に過重な負担を先送りしない、いわゆる不要不急の事業等々もしない、そして我々の世代だけで使ってしまう、そういった政策等をできる限りやらないように、ばらまき等々もしないようにしながら健全財政を維持していきたいと思っておりますし、それと同時に、先ほど申し上げたように将来への投資もあわせて実行していくと、そういう両面あわせ持った財政運営をしてまいりたいというふうに思っております。

こういう財政運営を可能にしていくためには、先ほど来お話もごさいますように、最少の経費で最大の効果というのがやはり行政運営の大原則でもごさいます。これからもそういった最少の経費で最大の効果を上げるべく、そして投資効率のよい、そしてまた投資効果の高い行政財政運営というのに引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、職員ともども一生懸命これからの世代に向かってですけれども、英知を結集して頑張ってまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今回は、将来への健全財政ということについて質問いたしました、あるときは経済対策をしつかりと言い、また今度は健全財政をと、いろいろなことを言われるなあと思われるかもしれませんが、市政運営のよしあしというのはやはりトップのバランス感覚によるものだと考えております。

常に将来の財政も含めた世代を見据え、社会の情勢や市域の状況を見据えながら、そのときそのときにマッチした施策を行うことがトップとしての責務であろうと考えております。

収入があってこそ支出ができるんだということを常に念頭に、これからは藤原市長が目指す市政運営に邁進されますことをお祈りいたしながら、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（遠山利美君）

続きまして、4 番 船渡洋子君の発言を許します。

4 番（船渡洋子君）

通告に従って、大きく 3 つ質問をさせていただきます。

今回、大津のいじめ問題が 6 月議会の後に報道され、そのことについて質問される方が、きょう、あす通して 5 名ということで、教育長さんにはいろいろ工夫をされてお答えをいただいているようですが、私も 1 番目にいじめの問題についてお尋ねをさせていただきます。

大津市の中学 2 年生の男子生徒が、昨年 10 月、いじめを苦しんで飛びおり自殺した事件に端を発し、連日いじめ自殺の報道がなされ、いじめを苦しんで自殺したとされる問題は今になって大きな社会問題として波紋を投げかけています。

8 月 1 日に文部科学省は、いじめ自殺問題に対応するため「子ども安全対策支援室」を立ち上げ、地方自治体に対し、いじめ問題に関する緊急調査依頼を发出了しました。しかし、表面的な調査では解決にはなりません。今まで見過ごされていたいじめで悩んでいる子どもたちに、支援の手は届きません。いじめはどの学校にもある、この認識に立ち、いじめがどれだけあるか件数を把握することよりも、どうすれば今いじめで苦しんでいる子どもたちを救えるのか、声なき SOS に大人たちが気づけるのか、いじめに気づいているけれども言い出せない子どもたちにどうしたら協力をしてもらえるのか、こうしたことに光を当てた調査が大切ではないかなというふうに思います。

そこで、今回のいじめ、大津の事件に対してどのように認識をされ、またいじめについてどのようにお考えになっているのか教育長にお尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、今回の大津の事件をどのように認識し、いじめについてどのように考えているのかという御質問についてお答えをしたいと思います。

今回の大津の事件につきましては、これまで新聞でいろいろ報道がされているところでございますが、現実に私ども教育委員会といたしましても細かい資料、そして具体的な中身を捉えているわけではございませんので、報道による情報に基づいてということでお答えさせていただこうと思います。

大きく3つ、私ども感じております。

1つ目は、いじめの現場を目撃したにもかかわらず、被害生徒が「遊びです」という答えを返す、そういう反応からいじめとは認識しなかったこと。それから、生徒から、女子生徒というお話でございますけれども、誰々君がトイレでいじめられているよという通報を受けたにもかかわらず、解決に乗り出すことができなかつた。こういうふうに報道の事実が本当であるとすれば、学校の教職員の危機意識や使命感の希薄なことに大きなショックを受けているところでございます。

2つ目でございますけれども、アンケートがとられております。これは事件が起きた後でございますが、学校がとっているわけでございますけれども、この結果から、学校、そして教育委員会ともに、自殺との因果関係は認められなかったということがコメントされているわけですが、現実にそのアンケートの中身でございますが、後日になって、葬式ごっことか、かなりの中身が明らかになってくる。こういうような中に、私ども学校や教育委員会のずさんな対応、こういうものが本当にあるのかなということで、大きな疑問を感じているところでございます。

3つ目でございます。廊下、そして教室の中、トイレ、校内のいろんな場所でいじめが起きていたにもかかわらず、ほとんどの周りの生徒がそれはだめだよと、それはおかしいよと、そういうことに気づけなかつたり、また気づいていても言い出せなかつた。いわゆる傍観者的な意識が蔓延してしまつた、そういうような状態にまでなつてきてしまつた。こういう学校の風景、これについては大きな疑問を感じているところでございます。

以上、3つの疑問点を述べさせていただいたわけでございますけれども、本当に休み時間に教室や廊下で起こる理不尽な暴力行為、そして教師が見過ごしていたり、周りの多くの子どもたちが見ても見ぬふりをしなければならなかつたことがこのいじめを助長して、そしてこのような悲しい結末を招いたものではないかと心を痛めているところでございます。

学校というところは、いろいろなタイプの子どもたちが集まります。家庭の状況も、そして教育方針もさまざまなのでございます。そういういろいろなタイプの子どもが集まって生活をともに学

ぶ場でございますので、当然のことながら、からかいとか悪ふざけなど、相手の心を傷つけるいじめの問題は起こり得るものでございます。

しかしながら、これらいじめがエスカレートしないように、それが凶悪なものになる前にいかに発見して食い止め解決していくのか。この解決していく過程を通して、私ども学校、そして教育に当たる者は望ましい人間関係、それから生き方を学ばせていかなければならない、そんなふうにご捉えていることとございますけれども、このことこそが学校教育の使命である、そんなふうにご考えているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

いじめというのは誰もが被害者にもなり、また加害者にもなっていくと。ある調査の中で、例えば仲間外れにされたりとか無視をされたりとか、陰口を言われたりとか、そういうことが1回以上でもあるということで、ある調査をしたら9割の子どもたちがそういった経験があると、そういったデータがあったそうです。また、いじめたという子に6年間それを続けた子がいるのかということ、ずうっといじめ続けるということはない。いじめられる子、いじめる子が入れかわっていると、そういった実態も把握をされたというふうにご伺っています。

先ほど教育長が言われた、未然にと小さいうちにとということが本当に大事ではないかなと思います。ささいな行為がいじめにつながっていくということで、子ども全体を対象にした未然防止というものがこのいじめ問題については大事ではないかなというふうに思います。

ある学校が、いじめというのが起きた。そのときに校長先生、また教師、PTA等皆さんで、そのいじめというのはいじめる側が100%悪いんだと、そのようにいって厳罰に処すると、そういうふうに行動を起こしたそうです。そういったときに、いじめというものが本当に少なくなっていくという、そんな話を聞きました。いじめは悪である、いじめる人は絶対に悪い、そういう角度から学校、地域また家庭での取り組みが重要ではないかなというふうに思います。

いじめのない社会などあり得ないから、いじめに負けないたくましい子どもを育てることも教育ではないかというふうに思います。いじめられたらいじめ返せというような、そういう教えではなくて、そういうことに立ち向かっていけるような、負けない、そういう強い、たくましく育っていくといいますが、そういったことも1つには大事な教育ではないかなというふうに思います。

そこで、本市におけるいじめの実態とその取り組みを、またいじめをなくすためにはどのように取り組んでいかれるのかと、そういったことをご尋ねしたいと思います。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

本市におけるいじめの実態、それから取り組みということについてお答えをさせていただこうと思います。

これまで本日は発生件数ですね、こういうものにつきましては既にお知らせをしておきましたので、ここではいじめの中身の実態についてお答えをさせていただこうと思います。

いじめの中身でございますけれども、小学校、中学校ともに冷やかしゃからかい、それから悪口といった言葉によるものが最も多うございまして、次に多い傾向にあるのが、小学校では軽くぶつかられたと、それから遊びのふりでたたかれたとか、そういったものがございまして、中学校では、ちょっとこれも陰湿なんですけれども、無視をしたり仲間外れにする、そういった内容のものになっております。

本巣市においては、それ以上の大きな凶悪なというものについてのいじめは、今までのところは認知されていないところでございますけれども、しかしながら、こういう軽い、軽いという表現は余りよくないわけでございますけれども、あえて使わせていただければ軽いいじめですね。これもそのまま放置しておきますと、何回も繰り返される中で次第にエスカレートして凶悪化していくわけでございます。そのために私ども、早期発見・早期対応、こういうことに努めていかなければならないというふうに思っているわけでございますが、先ほどもちょっとお話があったんですが、学校の中ではそういうことを訴えたくてもなかなか言い出せない。そして、言葉で伝えることが苦手な子どもたちもおりますので、こういう子どもたちのSOSに早期に気づけるように、各学校におきましてはいじめのアンケート、それから毎日の連絡帳、生活ノートですね。こういうもののチェックとか活用、さらに子どもたちとの懇談、こういうことも含めて精力的に早期発見に取り組んでいただいているところでございます。

また、教師による観察だけではなかなか足らなくなってくる場合もございます。特に担任だけということ、これは限界がございます。そこで学校では、一番相談しやすい人には誰でもいいから相談しようということで、そういうメッセージを子どもたちに発信を続けているところでございますが、学校で相談できない場合も想定されますので、これは県内のさまざまな電話相談窓口、こういうものがございまして、そういう場合にはこういうところへ相談をかけることも一つの方法だよということで、できるだけチャンネルを多く持たせようということに努めているところでございます。

さらに、この2学期からは保護者や地域の方々のお力もおかりすることができるように、議員のほうからの御提案もございましたんですけれども、この資料の中に頂戴しております埼玉県この例を昨年から私どもも研究を始めまして、本当に保護者の方ですね。こういう方々、子どもたちの周りに、一番そばにいる親さん方から気づきをいただきたいということで、いじめ発見チェックシート、これも2学期から全小・中学校で実際に親さん方にもお願いをして、早期発見に努めていきたいと、そういうことを考えているところでございます。

さらに、もうあと一つ考えておることでございますけれども、大人がそうやって一生懸命子どもたちのいじめを発見して取り組もうとしますが、子どもたちがみずから自分たちで安全・安心な学

校をつくっていこうとする構えを育てることも、これは欠かすことができないというふうに思っております。

そういう意味合いから、現在、市内の小学校、中学校ともに、児童会、生徒会を中心にいじめを許さない、自分たちの力でいじめをなくそう、そういう動きをつくり出すよう御指導いただいているところでございます。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

舩渡君。

４番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。

大変しっかりと対策を練ってやっていただいているということで、本当に安心をします。いじめの芽を摘み取れるかどうかというのは、やっぱり学校の現場の取り組みにかかっていると思います。教師の取り組みが不可欠であるにもかかわらず、教員さんは本当に残業時間がふえ、授業の準備時間も少ないくらい、文部科学省の「科学白書2010」が指摘されたように、教育以外にも多くの労力が割かれていると、そういったことが今の現実ではないかなというふうに思います。教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるような環境づくりをつくっていくということも大事ではないかなあというふうに思います。

個々の事例を徹底して検証して、予兆を見逃さない体制の整備が必要であり、何よりも子どもの視点に立っていくという、その姿勢こそがいじめられている子どもたちに希望を与えていくのではないかなというふうに思います。今後とも、しっかりと本当にみんなでそういった意識を持って取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、２番目の質問に入らせていただきます。

ピロリ除菌を予防健診にということで、お尋ねをいたします。

日本はがん大国と言われ、２人に１人ががんにかかり、３人に１人ががんで亡くなると言われています。厚生労働省の人口動態統計によると、日本では毎年約10万人が胃がんと診断され、5万人が死亡しています。肺がんに次ぐ２番目の多さで、１番目は50代以降の発症率、死亡率が高い。２番目に、日本や韓国、中国などアジア地域に多く、欧米に少ないなどが特徴です。

胃がんの原因については、アジア地域に顕著な塩分の多い食生活などが指摘されてきましたが、近年は胃潰瘍の原因ともなっているピロリ菌（正式名はヘリコバクターピロリ）を発症要因とする説が有力であります。

国際がん研究機関は、長さわずか3ミクロンのこの菌を危険因子に指定し、除菌治療を進めています。実際、国内では胃がん患者の約90%がピロリ菌に感染しており、50代以上の男性を中心に、日本人の50%以上が感染者との調査報告があります。

こうしたことから、胃がんは予防可能ながんと言われています。胃がん検診は、長年、バリウムを飲みレントゲン撮影を行って、今そういう方法で行われてきましたが、この検査法は煩わしい、

また苦痛を伴うということで、胃がんの発見率も余り高いとは言えませんでした。

この胃がん検診とは別に、特定健診にピロリ菌ABCリスク検査というのを行ってはどうですかという質問であります。このピロリ菌ABCリスク検査というのは、血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度を図るペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにするものであります。

先ほど言いましたように、胃がん検診というのはバリウムを飲んで、あともう大変というような、そういったことがあってなかなか検診をされる方が少ないわけですが、胃がんバリウムレントゲン検診の受診率は、ある地域では10%もないと。皆さん嫌がって、行かないと。

一方、特定健診のときに、特定健診というのは5割程度の受診率があるということで、そのときに、ピロリ菌の検査というのは息を吹きかけて息を入れて調べる方法とか血液で調べる方法といった、簡単にあるかどうかという検査ができるわけです。そういったことを1つその検査の中の項目に加えていただくと、胃がんを早期発見できるのではないかなあと。そうすれば、費用対効果も、胃がんになってそれこそ病院の費用と、そういったことを考えると費用対効果も大変大きくなるのではないかなあというふうに思いますが、そういったお考えは当局にはございませんか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本市では、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識しており、健康増進法に基づき、国が定めるがん検診実施のための有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインに従って検診を推進しております。このガイドラインは、がん死亡率を低下させるための有効性が確立した方法を国として推奨するもので、市町村ががん検診事業を実施する際のよりどころとなるものでございます。本市の胃がん検診では、ガイドラインで推奨されている胃部エックス線検査、つまりバリウム検査でございます、を採用しております。

今回、胃がん予防検診として御提案のありましたABCリスク検査は、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮の程度を測定し、受診者が胃がんになりやすい状態かどうかをAからDの4段階で判定する検査でございます。この検査は血液による簡便な検査ですが、胃部エックス線検査や胃内視鏡のような直接胃がんを見つける検査ではありません。胃がんの発生リスクを判断し、危険性のある方には精密検査をしていただく2段階の検査であります。

ピロリ菌は胃がん発症にかかわる要因の一つとして考えられていますが、ガイドラインでは、ピロリ菌検査は胃がん死亡率を低下させる効果の実証は不十分と考えられており、個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられております。現時点では、県内42の市町村に全てが実施していませんが、全国的には群馬県高崎市等の実施の実例がございます。

また、平成24年6月に見直しされた国のがん対策推進基本計画においては、ピロリ菌については、がん予防のために取り組むべき施策の中に、「除菌の有効性についての内外の知見をもとに検討する」と明記されておりまして、今後さらに研究が進められます。

したがって、本市といたしましては、こうした国の動向を見据えながら、その上でほかの検診との同時実施体制を考慮するなど、適切に判断してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

いろんな説があるわけですが、がんも予防できるがんといいますか、子宮頸がんもそうですし、この胃がんもそういう意味で予防ができる。また肝臓がんも今は予防接種があるという、B型肝炎ウイルスですかね、その予防接種をして肝臓がんから予防できるような、だんだん医学も発達してきて、いろんな意味で今までリスクの大きかったそういったことが私たちは治すことができると、そういうふうになっていくと思いますが、今、今後検討していくという回答をいただきましたので、ぜひとも少しでも病気にかからない方法に私たちが持っていけば、そういった医療費も少なく済むといった観点から進めてもらいたいというふうに思います。これは要望であります。

続きまして3点目の、コンビニにおける証明書の交付についてお尋ねをいたします。

現在、一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などが入手することができます。

このサービスに、2013年春から業界2位のローソンと4位のサークルKサンクスも参入することになりました。コンビニ交付は2010年2月から、東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まりましたが、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られることから普及がなかなか進みませんでした。来春からは大手2社が参入をするということで、3社が交付サービスを取り扱うことになると利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加自治体数も大幅に増加することが見込まれ、今後の展開が期待されるところであります。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも6時半から23時とか、その自治体によっては時間が違うわけですが、証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所、居住自治体以外である店舗でも可能ということでサービスを受けられる。自治体にとっては、住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながる施策であります。

そこでお尋ねをしたいと思います。

1点目が、今本巢市が行っている市税等コンビニで支払いができるようになりました。会社の近

くで支払いができるとか、またそのコンビニのポイントが市税を払ってつくということですのでよく得をするといえますか、それから時間の制限がない等、いろんな意味で市民からも喜ばれております。

市としてのメリット・デメリットというのはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、コンビニでの市税等の収納におけます市としてのメリット・デメリットについて、お答えさせていただきます。

本巢市では、平成19年度に再発行納付書のコンビニ収納を導入いたしまして、平成20年度には軽自動車税、21年度には市県民税及び固定資産税のコンビニ収納を導入してきております。23年度の利用の状況でございますが、市県民税で3,445件、固定資産税で4,050件、軽自動車税で3,129件と、市税の全体としましては1万624件の利用がございました。

議員お尋ねのコンビニ収納のメリット・デメリットでございますが、まずメリットといたしましては、曜日、時間、それから納税者の住所に関係なく全国どこのコンビニからでも納付できることで、よく言われます市役所や銀行の窓口が開いていないからとか、また行く時間が忙しくてないからといった納められないという言いわけの解消につながっております。

次に、デメリットといたしましては、納税の確認処理に1週間ほど日にちを要することでございます。それから、納付が使用期限までしか使用できないこと。それと手数料でございますが、この負担がふえるということですね。それから、納付書1枚当たり、納付の限度額が30万ということになっておりますので、こういったことがデメリットとして考えられると思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

コンビニ収納できるようになって、その回収率と金額はふえたんでしょうか。

議長（遠山利美君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

済みません、ちょっと全体での納付率というのはわかりませんが、一般納付と口座振替とコンビニ収納の割合でいきますと、やっぱり口座振替が一番多うございまして約64%弱でございます。それから一般納付が29%弱で、コンビニ収納は8%ほどとなっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

多分、若い人はコンビニ納付をするという人が多いのではないかなあというふうに、周りでもそんな感じではありますが、恐らく手軽にというか、そういったことが喜ばれているのではないかなというふうに思います。

そこで、そういった手軽に誰でもやれるということから、例えば今の住民票の写しとか印鑑登録証明書とか税証明書等のコンビニ交付サービスのお考えというのはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（遠山利美君）

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

コンビニエンスストアにおける証明書の交付についてお答えします。

コンビニ交付につきましては、住民基本台帳カードを利用して住民票の写し等の各種証明書を市役所の開庁時間以外でも全国のコンビニで取得できるサービスです。現在、市税や上水道料金等のコンビニ収納を実施しており、これに加えてコンビニ交付ができるようになりますと、市民サービスの向上のほか、窓口業務の負担軽減にもつながりますが、証明書の交付システムの構築に係る費用や毎年の運用管理に係る費用も高額なものとなります。

なお、コンビニ交付サービスは平成24年8月現在、全国で56の自治体の実施しており、この10月から東海3県で初めて愛知県一宮市がコンビニ交付を導入する予定と聞いておりますが、現在、国において社会保障・税にかかわる番号制度導入の動きとそれに伴う新たなICカードの発行への対応なども想定されることから、国の今後の動向や近隣自治体の動向などを見きわめながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

だんだん環境的にも、今の現状よりはよくなっていくのではないかなというふうに思います。

それで今のコンビニでの証明書等の交付ということですが、今現在は、岐阜県もどこもやっていないという、そんな実態であります。

しかし、先ほど言いましたように、ローソンとサークルKがそれに乗り出してくるということであれば、もっともっと便利になっていくのではないかなというふうに思います。今まではそういった費用等もかかっているわけですが、コンビニ交付参加をすると、例えば自動交付機の調達というのはキオスク端末利用のため調達不要であるとか、また設置場所を管理する事業者との交渉という

のも、コンビニ事業者単位での参加のため不要であるとか、また紙詰まりをしたときのトラブルの対応も、今までは自動交付機をいろんなところへ置かせていただいたときは市町村の職員が対応しなきゃいけなかったのが、コンビニ事業者がコンビニの店員さんが対応をしていく。また料金の回収もコンビニ事業者へ委託をしていく。また改ざん防止のための専用紙の調達管理というの、普通紙を利用してきちっとセキュリティーもできるといったシステムになっていくということで、コンビニ交付のメリットというのはだんだん改善をされて大きくなっていくんだという、そんなお話を聞きました。

ここに総務省のほうから、住基カードを利用して住民票の写し、印鑑登録証明書はコンビニエンスストアで取得できるようになりますということで、いろいろ説明が書かれたものがあります。

今はまだ周りを見てもどこもされていないということですが、今後、そういった住民サービスとありますが、そういったことがされていくのではないかなあというふうに思います。また、その窓口業務の件費とかいろいろ考えると、コンビニでそういったことができるようになるということは大変費用対効果も出てくるという、そんな試算もされております。

そういう意味で、今後の展望とありますが、住民サービスにおくれをとらないためにも、今後どのようにそういったことを市として取り組んでいかれるかということ、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

御質問でございますので、お答えしたいと思います。

先ほども市民環境部長のほうからお答えし、現状等々を御説明申し上げました。

いずれにいたしましても、今国で多分実現するんじゃないかと思っておりますけれども、いわゆる番号制度というのが導入されますと、国民みんな番号を持つというふうになってまいります。そうしますと、今のコンビニ云々だけでなく、印鑑云々だけでなく、多分いろんなサービスにこれが利用されるんじゃないだろうかと、活用されていくんじゃないだろうかとというふうに私は思っております。そういったことで、この制度の導入というのを見きわめながら、我々も対応というのも考えていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今の時点では東海3県では10月から初めて一宮が、今までは関東が多かったんですけど、初めて導入するということ聞いておりますので、その辺のことも勉強させていただきながら、そしてまた前向きにいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩をします。2時45分に再開しますので、御参集ください。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 高田文一君の発言を許します。

6番（高田文一君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきましてお聞きをしたいと思いますが、既に3人の方が朝から質問なさっていますし、なるべく重複しないように質問をしたいと思うんですが、でもずうっと聞いておられますと、いじめのことでございますけれども、懸命な教育委員会の御答弁がございましたので、やっぱり聞いてみないといけないなあというか、この台に立って教育長さんと事務局長の顔を見たら、懸命はもう少し懸命に聞かないかなのかなあと思っておりますけれども、なるべく重複は避けていきたいと思いますが、いずれにしても内容がずうっと皆さんの質問内容とほとんど似ておりますので、なるべく避けたいと思っておりますけれども、答弁だけいただいて帰ります。どうも後ろのほうもお疲れのようでございまして、ちょっと心配しておりますが、どうしたらいいのかなあと思って、今迷いつつしゃべっております。

それで、朝から私4番目でございまして、野球で言うと4番バッターはチームのリーダーなんです、私の場合は尻すぼみで、ナメクジに塩みたいなものございまして、静かにお聞きをして下がっていきたく思っています。

本当にずうっと朝からお聞きをしております内容は、やっぱり基本は本巢市の教育基本計画ではないかなあと思っておりますし、もう1つは答弁の中にもございましたように、いじめに関する指導の手引き、あるいはこの資料編、こんなことを基本・基礎にしてきちんと実践をされている内容を答弁されておるように聞いています。当然のことでございますけれども、そういう基本がきちんとしておいて、そのことが実践をされているというふうに思っております。

ここの教育基本計画の目標にもきちんと位置づけておられますように、何遍も何遍も繰り返して質問者も答弁者もおっしゃっておりますように、安心して学ぶことができる教育を支えるための環境づくりが目標でございます、そして施策の中には子どもが安心して快適に学べる学校づくりに努めるということで、その中には、先ほど言いましたような手引きが基本であったりしているというふうに思っております。

そこで、1番目に入らせていただきますが、既に実態の報告につきましては22年度でしたか、それから新しい1学期の実態の認知件数も報告いただいておりますので、それは結構でございます。

そういう報告の一つの定義と書きましたけれども、報告をする基準があるのではないかと思うん

ですが、そんなことからまずお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

そうしましたら、報告の基準というお話でございますので、このことについて回答をさせていただこうと思います。

この報告と申しますのは、学校で認知をした場合ですね。教育委員会へ、そしてまたこれ県へ、国へ報告される文書の基準ということで受けとめさせていただいているわけでございますけれども、その中身につきましては、文言で説明させていただきますと次のようになっております。

8つほどの種類になっておりまして、1つは、先ほど来も出しております冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる。2つ目でございますが、仲間はずれ、集団による無視。3つ目、軽くぶつかられたりたたかれたりする。それから4つ目は、ひどくぶつかられたりたたかれたりする。5つ目、金品をたかれる。6つ目、金品を隠されたり盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。7つ目、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすること。8つ目、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされること。このような文言になっておりますし、種類になっているわけでございますけれども、今お聞きいただきましてお気づきになられましたように、こういう中身と申しますのは、この文言で聞きますと、何そんなようなことなのかということになるわけでございますけれども、これはいじめを受けました子どもたちにとって、これが継続していたり、自分で本当に心の苦痛になっている。そういうものについてやはりきちんと見きわめていかないと、先ほどの舩渡議員さんの中にもございましたけれど、御報告いただきますときに、いじめられた子の立場に立った報告をいただくように周知しているところでございます。

それから、もうあと1つ、認知されたいじめでございますが、件数は先ほどもということでございますけれども、一応、小学校で19件、中学校で13件、こういう状況でございますけれども、これらの種類といたしまして多いのは、先ほども申し上げておりますように、冷やかしかからかい、それから小学校で多いのは軽くぶつかられたり、遊ぶふりでたたく。中学校では、無視したり仲間外れをする、こういうものになっているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

やっぱり報告の基準も的確に項目を捉えられているなど今聞いておったんですが、先日、おとといですか、12日に文科省の問題行動調査、新しい発表がありまして、新聞の一面に出ておりましたのでもう既に皆さん熟読されておりますが、そこの中でも全国のいじめの内容が、今言われますように、冷やかしか、悪口が一番多いんですね、65.9%。それから、軽くぶつかる、たたかれるという

のが22%、仲間外れ、あるいは無視というのが19%ということで、全国的にもそんな数字が出ておったということを見えています。

ついででございますけど、けさほどの数字なんですけど、このときの問題行動の、おとといの報道では、岐阜県は2,950件で12.2%という前年あたりの報告が、前年度よりちょっと下がっている報告がございまして、もちろん全体的にはいじめの件数は減っているんですね、岐阜県の場合には減っているという報告がございました。そういうことを今お聞きしながら感じております。

今後ともそういうことを、報告の基準があって、それから本巢市はこういう報告をしている。先ほどから報告の内容やら、いろいろ議論がございましたけれども、本巢市の場合の一つの基準の中で報告をしているというのが明確な件数内容、認知件数ではないかなあというふうに、今お聞きをしながら思っております。

それで、2つ目へまいります。皆様お疲れでございますので、協力いたします。

2つ目は、先ほど来ずっとお話がございまして、それぞれの信頼感という言葉が随分答弁、あるいは質問者からも出ておりましたが、それじゃあその信頼というのは、そこにも書きましたけれども、児童・生徒と保護者、あるいは保護者と学校、あるいは教育委員会と地域、あるいは教育委員会と学校、保護者、それぞれに関連、関係そのほかがあるわけですが、そういう相互間の信頼というのをどのように実際今構築されているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

相互間の信頼関係の構築ということでございますけれども、学校が子ども、それから保護者、地域と一体となっていじめ問題に取り組むためにも、ふだんから相互の信頼関係を築くことが極めて重要である、そういうふうに考えているところでございます。

そのために、市内の学校では教職員が時間のある限り子どもに寄り添ってともに活動する。そして、その中で一人一人のよさを認め、そして励ましながら教育に当たることを大切にしていきたいところでございます。

また、保護者、地域との信頼を構築するために、学校では保護者、地域の方々とともに教育に当たろうという姿勢を大切にさせていただいておりますし、保護者や地域の方々の声に耳を傾けて、子どもを中心に判断して行動できる教師を目指して取り組んでいただいているところでございます。

さらに、教育委員会、学校でございますけれども、ここにつきましては報告、連絡、相談、これを大切にしながら、教育委員会につきましても、学校と一緒に問題に取り組んでいく、ということによって互いの信頼関係を構築しようと努力しているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

今、信頼をつくるということで3つのことを言われたんじゃないかと思いますが、子と教育委員会、それから保護者と地域、それから私の質問にも書きましたように、それぞれの立場である人たちの連携を大事に、今「報・連・相」という言葉を使っておられましたが、そういうことの信頼づくりに進んでおられるということでございますが、特にその中で、地域という言葉が2回ほど使われて、信頼をつくっておられるということですね。

ちょっと思ったんですが、教育基本計画の中に地域との結びつきの特に強いといいますが、考え方の目標があったんですが、青少年の健全育成でございましたか、そういうことを一つの地域づくりの手段としているというところがございまして、その中でやっぱり一番大事なのはその地域に子どもたちがいるという存在、これが大人が認めていくということと、また子どもも地域におじさん、おばさんも見えるんだということで、自分たちの位置づけを明確にしながら、地域を大事にしていくということが本当に信頼の中での第一歩ではないかというふうに私は思うわけですね。

特に、地域のいろんな行事には、ぜひこれはお願いになるかもしれませんが、子どもたちはもちろんのこと、先生たちもぜひそういう地域の行事には参加をされまして、つながりやら信頼をつくっていただくことが大事ではないかと思うんです。特に子どもたちは、例えば地域の行事がございましたときにはその運営の一員になって、運営の一部を責任を持ってやっていくとか、そういうことが常々つながっていき、そしてもちろんそういう地域ではほとんどボランティアといいますが、奉仕ということが多いんじゃないかと思いますが、そういう奉仕の精神も養っていくとか、あるいは広く言えば地域は大きく広い保護者だというふうにも解釈しながら大事にさせていただくと、地域の、まず社会のマナーであったりルールであったりということも同時に自分たちに身につけていくと。そうすると、ああそうなんだ、地域で私も大事なんだと、私も位置づけられている、そんなことから信頼というのが大きく進んでいくんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ、質問ではありませんけれども、希望として、帰られましたらぜひそのことを、今もやっていただいておりますけれども、さらにそのことを進めていただけると非常にありがたいというふうに思っています。そういうことでお願いをしながら、質問ではありませんので、信頼の構築にさらに御尽力をいただくようお願いして、次へ行きたいと思います。

次は3つ目でございますが、対策や解決のための組織やマニフェスト、これも先ほどから対応についてということで随分説明をいただいておりますけれども、特にそういう解決のための組織等が実践されているんじゃないかと思っておりますけれども、具体的にお聞きをしたいと思っております。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

そうしましたら、いじめ対策についての組織につきましてお答えをさせていただこうと思います。

本巢市におきましては、県内でいじめによる自殺が6年前に起こったわけでございますが、そのときから特に力を入れまして、市内どの学校におきましてもいじめの早期発見・早期対応、そして

一人一人の子どもたちの人権が尊重される安心・安全に過ごせる学校づくりに取り組んでいただけてきたところでございます。

いじめ対応や解決の組織ということでございますが、どの学校におきましても校内にいじめ対策委員会が置かれ、校長を中心としまして全校体制でいじめの早期発見に努めるとともに、いじめが発生した場合には迅速に指導、対応する体制ができ上がっているところでございます。

また、教育委員会は学校からの報告を受けまして、必要な場合にはいじめ対応支援チームを派遣するなど、学校とともにいじめ解決に取り組めるようにしているところでございます。さらに、関係機関のお力もおかりするために、教育委員会の中にいじめ不登校問題対策会議を設けまして、警察、児童相談所、医療機関の方々の専門的な視点から助言や協力をいただく体制を整えているところでございます。

これが体制でございますけれども、続きまして、これらの組織の運営について少し述べさせていただきます。

体制は体制でございますが、これらの組織が機能するためにも、先ほどお話がございましたように、基盤には信頼関係が存在しないと回っていかないというふうに考えております。そのため、どの学校におきましても、子どもと教師の信頼関係づくり、それから保護者、地域の方々との信頼関係づくりに日ごろから努力していただいているところでございます。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

きちんと早期発見・早期対応のためのいじめ対策委員会、そのほかにはいじめ支援チームであったり、外部の方の協力を得ながら対策会議等々が設置をしながら運営されておるということでございます。

大津の件で先ほど少し触れられたことなんですが、体制づくりというのが、それぞれ委員会であったり対策会議があるわけですが、その体制づくりがややもすると、これは私が言っているんじゃなくて新聞が書いているんですけども、大津の場合は形骸化してしまっていたんじゃないかというようなことを表現されているんですね。

先ほどもおっしゃっていますように、大津は、同じクラスの女子生徒がいじめと違うんですかという担任の先生に行かれたという一件があったんですね。先生は「大丈夫か」と聞いたら、先ほどもございましたように「大丈夫」と言って、それで終わってしまった。2 回目が、またその女子生徒が、担任に「先生、いじめです」と言って、「トイレでいつもけんかしているんです、いじめです」と言って、先生も慌てて駆けつけたら、そのときもやっぱりけんかですというようなことで、それ以上突っ込んだ話がなかったんですね。さすがにこのときは、これは報道でございますので実際はちょっとわかりませんが、早速そのことについて関係の先生たちが急遽会議を開かれた。ところが、この会議の中で、けんかはいじめにつながる可能性があるので注意が必要であるということ

をわかりながら、申し合わせ程度で終わってしまったんですね、このときの会議は。

そういうことがございましたというふうに報道があったんですけれども、こちら2つがこの体制づくりの中で、1つは信頼のこともつながるかもしれませんが、その担任は、女子生徒が2回も話ししに来てくれたときに、なぜそのときに先生はそこを見ていた女子生徒に少し事細かく聞かなかったかということでありましたし、けんかはいじめにつながりやすいという認識は先生たちは持っていたんですが、先ほど言いましたように、そこで終わってしまって、まあまあお互いに注意していこうということに終わってしまうと。どうもそういういろんな体制づくりが、委員会や何か体制があるんですが、それが形骸化してしまうと、やっぱり本当に子どもの立場に立ってそのことを解決していくのかということが大変問題になってしまうのではないかというふうに私は思うんです。

それは大津のいじめの例をとって、報道もそうされておりましたので、本巢市は決してそんなことはない。先ほどから答弁を聞いていますと、実にきちんとやっておられるんで、形骸化なんていうことは本巢市には適用しないという判断で、このことは終わりたいというふうに思っています。

それでは、次に4つ目でございますが、こういういじめの問題、実はイコール人権問題にかかわることが非常に多いわけです。

毎年本巢市は事務事業の点検・評価結果報告書というのをつくっておられるんですが、まだ23年度は見えていないので、しかしながらまとまっているかと思えます。そういうことで、この評価の報告書の中で、きちっとこのいじめの問題を取り上げながら何か特記をされているのかどうか、あるいはされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、事務事業の点検・評価の件につきまして、お答えをしたいと思います。

今議員御指摘のように、教育委員会事務事業の点検・評価を現在行っておりまして、今度の文教委員会でも御提出をさせていただくという段階まで来ているわけでございますけれども、この点検・評価のうち、安心して学べる学校の創造、こういう項目がございます。

そういう中で、このいじめ等の点検の結果につきましてでございますが、各学校の教育相談員に対するいじめの研修、こういうものがきめ細かく行われていること、それからいじめ・不登校問題対策会議、これにつきましては家庭、地域で活用いただくいじめ発見チェックシート、これはきょうも何回も述べさせていただいたところでございますけれども、こういうものを工夫しながら、地域の方、そして家庭、保護者の方、協力し合っていじめに対応していこうと、そういう精力的に取り組んでいることなどから、教育委員会におきましては、安心して学べる学校づくりに努力しているという評価をさせていただいているところでございます。

この評価につきましては、外部の評価委員の皆様からも御意見をいただいております。保護者や地域の意識を高め、学校だけではなく子どもにかかわる大人全部の力を有効に活用しようとするところに意義がある、こういう声もいただいているわけでございますが、いじめ問題に対しましては、

この評価もさることではございますけれども、学校、それから教育委員会ともに連携しながら真剣に取り組んでいることを御報告することができると思っていますところでございます。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

自信を持って成果を報告することができるということで、全くそのとおりだと思ひまして、手元に22年度しかないんですが、22年度の今の子ども居場所づくり、あるいは安心して学べる学校の創造、もちろんこれオールAでございましたね、22年度は。当然、23年度もオールAだと思うんですが、そういう自信を持った子どもづくり、あるいは学校づくりに御尽力いただいた結果だというふうに思っています。それで、これは当然関係者の皆さんの御努力であつたり、実践をされたその対応に敬意を表するところでございます。

それでここにも、先ほど申し上げました教育基本計画であつたり手引きにもあります、一つの基本目標が、夢いっぱいかけがえのない子どもたちの命を守るため、いじめは絶対許さない。いじめられている子どもを守り通すという信念の中で基本がございましたし、今の評価の中にもその評価だと思っています。

ですから、学校の隅々を、あるいは子ども一人一人までみんなで協力し、あるいは努力し指導して支援して下さる多くの人たちに思いながら、本巣市の子どもをきちんと守っていただけることが子どもが安心して快適に学べる学校づくりではないかと思っています。それがひいては市長がいつも言っています本巣市づくりにつながっていくのではないかと私はお願いしながら、この本日の議会の皆様の質問であつたり答弁をお聞きしながらそう思っているところでございますが、最後に、私はそう思っているんですけども、教育長さんのまとめを聞きたいと思うんですけども、ございましたらお願いします。

議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

最後のまとめということでございますけれども、本当にきょうも申し上げたとおりでございます、いじめということは、いろんな価値観を持った子どもたちが学校に集まってくるわけでございますので、いろいろなトラブルが起きます。しかしながら、子ども学校関係、そして教育者として行わなければいけないことは、そこで起こったことが、先ほど来出ておりますように、命を奪うようなことになれば元も子もないわけでございます。

そういうことにつながる前に、早期に発見する中で、いかに社会に出て役に立つ人間関係のあり方を学ばせていくことができるのか、そういうところに私たち学校、そして教育の使命があるというふうに捉えておりますので、今このいじめの問題につきましても、いじめを受けている生徒を必

ず守り切る。

そして2番目に、いじめた側、どのような行為が相手の心を傷つけているのか、そのことをきちんと気づかせて、そして、その子についてもやはり将来社会に出ていく子どもでございますので、人間関係を学ばせていく。

そして3つ目でございますけれども、それが本当にその子どもの心に落ちたのかどうかということでございますが、まずは謝罪をきちんとする。そういうことを通しながら、もちろんこの段階では学校だけではなく親さんの協力も本当にお願ひしなければならぬわけでございますけれども、そういうことを大事にしながら子どもたちに学びをさせていきたい、そんなことにつなげていきたいという思いを持っているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

心のこもったまとめをいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは、何度も言いますが、きょうの質問なされた議員の皆さん、そして答弁してくださった関係者の皆さん、そのことが本巢市の子どもを守っていくんだと、そして育てていくんだということが、きょうはその一つの決心ではなかったかなと思っています。それぞれの立場で、学校、教育委員会、教職員や職員、そして私たち議員も側面、あるいは直接的にかかわりながら本巢市の子どもを本当に守っていかなきゃいけないということを再認識させていただきました。

これで大きな1番の質問は終わりたいと思います。再質問がなかったのは、先輩議員がされたということで御了承いただきたいと思います。

それじゃあ2つ目の、小・中学校の大規模改修についてお聞きをしていきたいと思っております。

大規模改修につきましては、当然これは基本計画にもきちんと明記をされておりますし、先ほど来、企画部長から黒田議員の質問に対しても、将来の財源の目標であったり考え方なんかもきちんとお聞きをしたわけですが、特に最近では災害の問題についても、防災のことについても大きく取り上げられておりますし、既に本巢市内の小・中学校は着々と耐震化工事が進んでおります。

しかし、老朽化した校舎、あるいは一部であったり建物のほかに校内のいろんなものが老朽化し、当然のことながら大規模改修の予定があるのではないかと考えています。

そんなことで大規模改修の現在の予定があると思いますが、わかる範囲でお聞きをしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、大きい2番の小・中学校の大規模改修についてお答えいたします。

学校施設の大規模改修につきましては、文部科学省が示しております法定耐用年数を考慮した上で、老朽化に伴う損傷が激しい施設について、屋上防水工事や外壁塗装工事、または内装工事などを実施してまいりました。

さらに、東日本大震災以降、避難所となる学校施設の防災機能強化が課題となり、本市におきましても今年度より2年計画で小・中学校体育館のトイレ改修に着手しているところでございます。

そのほかの防災上の改修計画につきましては、今回補正で計上させていただきましたように、非構造部材の耐震化に係る点検・調査の結果を踏まえて、今後の整備について対応することとなりますので、避難経路等につきましても、この中で十分考慮しながら対応してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

特に防災ということに、質問をお願いしたところでありますが、全てがそうではなくて、例えば大改修すれば結果的には防災やら災害を防ぐような構造物を直していかれるんだというふうに思っていますが、もう少しお聞きしますと、当然、先ほど来、財政のことがあって学校教育施設整備基金のお話も出ましたが、今11億ぐらいたしか基金があるとなっておりますし、もう一つは、先日、学校の施設の長寿命化という補助金制度があるというような報道があったんでメモしてきたんですが、そんなことも財源の中で適用するのちょっとよくわかりませんが、建設後40年程度で建てかえが、現在は先ほどおっしゃったように特別なことを除いて行われておるわけですけれども、これを今後適切な改修をして70年から80年間使えるような建物にしようということで検討がされておると。近いうちに手引きを送付するというふうに書いてありましたが、当然、国が3分の1ぐらいの補助をするということが、御存じだと思いますが、発表されております。

当然、財政の中には、歳出の中では財源内訳というのは国庫支出金であったり、それから地方債、その他一般財源とあるわけですので、今基金あるいはそういう補助金等があって、先ほど来企画部長も言っていますが、財政の将来性もきちんと含んでおられると思うんですけれども、来年、25年度はとりあえず計画があるのかないか。細かいことはいいんですけど、どこの学校、そこまで発表してしまうと市長が顔をしかめるといけませんので、来年25年度はあるのかないか、そこをちょっと聞かせていただけますか。

議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 高橋君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

来年ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、2カ年計画で小・中学校の体育館のトイレを実施しておりますので、来年につきましては小学校のトイレ改修がまず決まっております。

それから、少し先になりますけれども、真正中学校の大規模改修、これは生徒増員によるもの、

それから先ほども申し上げましたように、非構造部材の点検結果が出てみないと、来年からの計画というものが大きく変わるということと、それから先ほどの鶴飼議員のときの答弁にもありましたけれども、太陽光発電も含めて今年度中に見直す予定をしておりますので、そのぐらいでお答えのほう御理解いただきたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

今回の補正で、非構造部材の点検委託業務も1,200万ぐらいでしたかね、計上されておりますし、きちんとそれぞれ委員会で協議もいただけたらと思って、期待をしております。計画的な財政計画の裏づけが必要だと思えますけれども、やっぱり公共施設のこういう防災についての考え方は、ぜひ前向きに進めていただきたいという要望をしながら終わりたいと思います。

それじゃあ3つ目の、水道事業の防災対策についてお聞きをしたいと思います。

何人かの議員さんもおっしゃいましたように、東北のあの震災のことについては大きな波紋を日本中、あるいは世界中に広げていることは間違いございません。

私はそんなところで、復興・復旧に一番大事な生命線と言われるライフラインの中の飲料水ですね。飲料水の確保がやっぱり生きるための大きな生命線の一つではないかというふうに思っておりますので、現在、本巢市も水道事業については着実に浄水場、あるいは配水池等が進められておるのは承知しておりますけれども、そういう施設の地震対策があると思うんですけれども、具体的にお聞きをしたいと思います。

議長（遠山利美君）

答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

水道は安全な水をいつでも使うことができ、また将来にわたって安定して供給することが求められています。さらには、地震等の災害時においても水道としての責任を果たすことが必要となります。

水道の施設は、現在、市内に12の浄水場、22の水源地、14の配水池など多くあります。

近年、日本列島では大規模な地震が多く発生しており、中央防災会議によりますと、本市での想定震度は5強から6弱となっています。このような大規模な地震が発生した場合は、市内に点在している施設の状況を素早く把握し、飲料水を確保するために配水池の水の流出を防ぐ必要があります。

議員御質問の、浄水場及び配水池等の地震対策としまして、緊急遮断弁を浄水場や配水池に設置してまいります。平成23年度までに、真正、糸貫、本巢地域は設置済みでありまして、今後、根尾

地域におきましても順次設置していく予定であります。

また、糸貫分庁舎から根尾能郷浄水場まで約36キロメートルの距離があるなど、施設が点在していることから、これらの施設を一元的に監視できるよう遠隔監視システムを導入し、災害時においても迅速な対応ができるよう整備してまいります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

既に整備が済んでいる、特に緊急遮断弁が23年度に済んでおるし、24年度以降にも着手をしていくということでございますので、このことは本当に計画的に予定どおり進めていただきたいと思いますということを要望しながら、2つ目の配水管の耐震化と老朽管の更新計画についてお聞きをしたいと思えます。

今、震度5強から6弱というふうな御説明の中でございましたけれども、先日は皆さん、8月29日の新聞でございましたか、内閣府の中央防災会議が発表しました例の南海トラフで発生をいたしますと、これは東日本大震災と同じようにマグニチュード9の地震が発生するというので、30の都道府県で最大で32万3,000人の人が亡くなってしまうというような、本当にショッキングな報道がございまして、ちなみに岐阜県では死亡者が200人ということで、その最大震度は本巣市が6弱という報道をされておりました。

そうしますと、先ほどの5強から6弱、本当に早いところ整備をしていただいて、そのことに対応していただきたいなあというふうに思っているんですが、たまたま先月の報道特集を見ていたんですね。そうしましたら、全国の耐震化がわずか3割程度だと報告してございまして、ちょっとメモはし切れなんだんですが、震度6の地震が発生しますと、全国で7割が不能になってしまうということと、例のいわき市が震災の後、全面復旧するのに1カ月以上を要した。それは何でやというと、耐震化が進んでなかったというような報道をしていました。もう一つ、別な資料で見えていましたら、全国の水道施設の耐震化率が、導水管、配水管で耐震化率が31%というふうには書いておりました、もう一つの資料では。

先ほどの報道特集でも3割だというふうには報道しておったんですが、そんなことも含めて、本巣市の配水管の耐震化と今後の老朽管の更新計画についてお聞きをしたいと思えます。

議長（遠山利美君）

上下水道部長 杉山敏郎君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

配水管の耐震化と老朽管の更新計画でございますが、大規模な地震が発生した場合、市民の生活を守るためにも、水道は安全な水を安定して供給する必要があり、そのため配水管においても耐震化を図る必要があります。

議員御質問の配水管の耐震化と老朽管の更新計画ですが、第1次総合計画後期基本計画では、快

適な生活基盤を備えたまちづくりを目指して、地震対策を踏まえながら災害に強い施設整備に努めることと位置づけており、具体的には、老朽管や漏水実績のあった管路等について順次耐震適合管に布設がえを実施しているところでございます。

現在のところ、耐震適合管比率は63.7%でございますが、今後、後期基本計画に基づき順次施設の整備を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

ありがとうございます。

今、耐震適合管比率が63%ですか。これはさっき僕が言いましたような耐震化率というふうに置きかえても、内容はちょっとわかりませんが、そんなようなことと理解してよろしいんでしょうかね。

もう少し細かいことを、お手元に数字をお持ちかどうかわかりませんが、それでは管路の延長ですね。市内の管路の延長は何キロくらいあって、そして今います耐震適合管が何キロくらい、63の逆算がちょっとできんもんで、算数ができないんですが、数字でお手元にお持ちでしたらちょっと教えていただけませんか。

もう一つ、そういう進め方が24年度の予算の中にも当然あるんですが、24年度ではどのくらい予定されているのか、数字がありましたらちょっと教えていただけますか。

議長（遠山利美君）

杉山上下水道部長。

上下水道部長（杉山敏郎君）

それでは最初に、耐震管の比率でございます。

第1次総合計画でも口径が100ミリメートル以上の管延長が記載されております。現在、23年度末では、上水道におきましては口径100ミリメートル以上の管延長でございますが11万2,993メートル、そのうち耐震管適合延長が5万9,791メートル、不適合管延長が5万3,202メートル、比率的には52.9%でございます。

簡易水道につきましては、延長が5万1,523メートル、そのうち適合管延長が4万5,069メートル、非適合管延長が残りの6,454メートル、比率的には87.5%でございます。

合計いたしますと、市内の100ミリメートル以上の管延長が16万4,516メートル、うち耐震適合管延長が10万4,860メートル、不適合管延長が5万9,656キロメートルで、比率的には63.7%ということでございます。

続きまして、24年度の計画でございますが、上水道につきましては拡張費と改良費でございますが、拡張費としまして管路工事で8路線1,703メートル、予算にしまして5,755万1,000円でございます。施設整備費としまして、遠隔監視システムの整備、ブロック流量計の設置等で8,225万円で

ございます。改良費としまして、管路工事が13路線3,820メートル分、2億2,974万1,000円、施設整備費としまして配水池の水位計、残塩計の更新735万円でございます。

上水道では拡張、改良を合わせますと、管路延長が5,523メートルになりまして2億8,729万2,000円、施設整備費としまして8,960万円、合計3億7,689万2,000円の予算を計上させていただいております。

また簡易水道のほうでございますが、新設改良費といたしまして、同じように管路工事としまして2路線、370メートル1,836万円、施設整備費としまして遠隔監視システムの整備、あと浄水場の残塩計、水質計の更新、また緊急遮断弁整備に向けての委託等で2,950万円、簡易水道としましては4,786万円。

上水道、簡易水道合わせますと4億2,475万2,000円の予算を本年度計上させていただいております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございました。

数字をいただきましたのはなぜかというのは、膨大なお金が要るということは十分承知しているんですけども、先日、ある方から水道施設の耐震化の国庫補助制度ができたというニュースが流れて、ちょっとメモってきたんですけども、その中で水道管路の耐震管推進事業や老朽管更新事業にもこの補助金が使えるという発表があって、お手元にこの補助金内容がお持ちかどうか知りませんが、当然調べておられると思いますけれども、そういうのを活用していただいて着実な計画を進めていただきなあとというふうに要望しながら終わりたいと思います。

それで最後の、災害を想定しての訓練の計画がありますかという質問でございますが、やっぱり災害時に、先ほどもおっしゃっていましたように水をお届けするということが非常に貴重な、一つの大きな問題でもあるし、当たり前のことなんですけど、23年の9月に補正で300リッターのタンクを10個でしたか、補正をいたしましたよね。

例えば、絵が描いてありまして、軽トラックの上にタンクを乗せた絵をたしかつけていただいて補正したと思うんですけど、例えばああいうのをどういうふうに関に実践されていくのか、そういう訓練が僕も必要ではないかと思うんですけど、その点についてお聞きをします。

議長（遠山利美君）

上下水道部長 杉山君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

給水訓練の計画についてでございますが、大規模な地震が発生した場合の市民への緊急給水につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、300リットルの給水用タンクと消火栓接続用給水栓を備えております。また、真正と糸貫の浄水場には、災害時に緊急給水の拠点となるよう

給水設備を整備しているところでございます。

議員御質問の、災害を想定しての給水訓練の計画につきましては、先ほど述べました設備を利用し、先月末に実施しました市の防災訓練で管工事組合の方々に協力をいただき、緊急給水訓練を実施したところでございます。

今後におきましても、このような機会を活用し、地域の自主防災組織の皆様にも体験していただくよう取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

どうも失礼しました。もう訓練はやられたということで、済みません、認識不足で。

もう一つ、真正と糸貫の浄水場というのか、配水池のその弁を設置した、取り入れ口を設置したということでございますが、それをもう少し具体的にお話しいただきたいことと、地域の人たちの周知はできているのかどうか、その辺までお願いしたいと思います。

議長（遠山利美君）

上下水道部長 杉山君。

上下水道部長（杉山敏郎君）

給水栓につきましては、糸貫と真正の浄水場にございます。これは水道の蛇口が、施設の中ではございますが、蛇口を4つほどつけまして、いつでも配水池の水を直接そこから皆さんにお配りできるように施設を整備させていただいております。

ただし、そのことについての市民への周知徹底というのは、特に実際は行っておりません。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（遠山利美君）

高田君。

6 番（高田文一君）

ありがとうございました。

くどいようですが、やっぱり市民に安心して快適な給水の確保というのも一番大事なことと思えますし、お聞きをしましたら着々と、よその、あるいは全国の数字を見ても高い数字で進められていることに対して感謝をしながら、これからも計画的に進めていただくようお願いして、本日の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。聞いていただきました皆様、ありがとうございました。

散会の宣告

議長（遠山利美君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月18日火曜日、午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員